

連合鳥取 「2022 年度政策・制度要求」と鳥取県からの回答

	連合鳥取の要請事項 2021年8月23日(月)提出	-鳥取県- 要望に関する現状・背景等 2021年10月1日(金)	-鳥取県- 対応案 2021年10月1日(金)	担当部局
1	雇用調整助成金の特例措置延長について 雇用調整助成金の特例措置（現状は減額の方向）については、感染状況や雇用情勢を踏まえ、知事会等を通じてさらなる期限延長を要望されたい。	雇用調整助成金の特例措置については、8月18日、現行の措置を令和3年11月末まで延長する方針が厚生労働省から発表された。 ・雇用調整助成金（特例措置）：中小企業（原則的措置） 助成率 10/10→9/10、上限 15,000 円→13,500 円 県内支給申請件数：18,059 件、支給決定件数：17,749 件、 支給決定総額：137 億 7,222 万円（R3. 8. 27 時点）	令和3年11月末までの特例措置延長の方針が示されており、県としては引き続き国と連携しながら、助成金の活用の働きかけを行っていくとともに、「経済対策予算ワンストップ相談窓口」で、社会保険労務士による相談対応を行う。	商工労働部 （雇用政策課）
2	雇用維持対策について 地域における産業・雇用を維持する観点から、国・地方自治体による雇用創出事業を強化するとともに、国のハローワーク、県立ハローワークなどによる総がかりで求人の開拓、職業訓練、相談・マッチング機能を強化されたい。	新型コロナウイルス感染症拡大による県内経済への影響が長期化し、解雇・雇止めの動きもある中、国も含めた関係機関で構成する「企業・雇用サポートチーム」を立ち上げ、雇用維持や円滑な労働移動に向けた支援を行っている。 更に、令和2年5月には「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」を県立ハローワークに設置し、新型コロナウイルスの影響を受けた求職者への相談対応を行うとともに、そうした求職者の採用に理解のある企業との就職マッチング支援を行っており（R3. 8. 21 時点で求職者から246件の相談、企業から272件823名の求人登録の実績）、窓口を通じて新規雇用を行った事業者が支払った賃金に対する補助も行ったところ。 併せて、新型コロナウイルスの影響により離職者が発生した場合、離職者を正規雇用した企業に支援金を支給し、失業なき労働移動に取り組んでいる。（令和2年度実績：6人） このほか、令和3年6月から、鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）相談員による県立ハローワークへの出張労働相談対応を試行的に開始したところであり、求職相談者	引き続き、「企業・雇用サポートチーム」や県立ハローワークの「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」等を通じて企業や求職者の支援を行っていく。 前年度に引き続き、みなくる、県立ハローワーク等の雇用労働に係る相談窓口・各種支援制度等について普及啓発を行う（R3 当初 新型コロナウイルス対策企業・雇用サポートチーム活動推進事業）とともに、両機関が連携して求職者や雇用不安を抱える労働者に寄り添った対応を行っていく。 併せて、国や商工団体等とも連携し、こうした支援事業の活用を呼びかけてまいりたい。	商工労働部 （雇用政策課、県立ハローワーク）

		をみなくらの労働相談に引き継ぐなどの成果も出ている。 県内の令和3年7月の有効求人倍率は1.43倍(前月比-0.01ポイント/就業地別では1.52倍)、正社員有効求人倍率は1.05倍(同+0.02ポイント)。正社員有効求人倍率が一部に持ち直しの動きもみられるものの、引き続き新型コロナの影響に十分注意する必要がある。		
3	失業なき労働移動の実現について 地域雇用維持への支援、いわゆる「雇用シェア(在籍型出向)」について、産業雇用安定センターや県立ハローワークと連携し、マッチング(紹介)事業の支援や、出向元の助成率を引き上げ、出向先が教育訓練を行うことへの助成を引き続き取り組まれない。	県内企業の雇用安定化及び人材育成を図るための雇用シェア(在籍型出向)については、国が令和2年度第3次補正で産業雇用安定助成金を創設し、各県で協議会が設置されている。県においても新型コロナ対策人材活用事業を創設し(令和3年1月補正)、専門家派遣制度を4月に開始し(派遣実績1件)、7月には入門セミナーを実施した(30名参加)。 マッチングを推進するため、県立ハローワークにおいて、余剰労働力の受け入れに関心のある企業の掘り起こしも行っている。	セミナー・専門家派遣、県在籍型出向等協議会で関係機関と連携した取組により、県内での普及啓発及びマッチング事例の増加に努めてまいりたい。	商工労働部 (雇用政策課)
4	不安定雇用者への対応について (1) 有期契約労働者や派遣労働者に対する途中解約や、雇い止め防止策ならびに新規学卒者の内定取り消しの防止策を講じられたい。 また、離職を余儀なくされた有期契約労働者や派遣労働者、内定取り消しを受けた新規学卒者、ひとり親や若者に対する相談窓口の設置、再就職支援、住居の確保、奨学金、公共料金、税などの支払いの延長・減免等、必要に応じた生活支援を引き続き実施されたい。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年8月27日時点の県内の新型コロナの影響による県内の解雇・雇い止めの人数は595人(全国113,932人/厚生労働省まとめ)。正規・非正規の内訳は公表されていない。 令和2年4月から、鳥取労働局に新卒学卒者の内定取り消しに係る専用窓口を設置している。県内での内定取り消しは前年度(令和2年3月新卒者)1件発生したが、今年度(令和3年3月新卒者)については発生していない。 国制度による住居確保給付金や緊急小口支援・総合支援資金の特例貸付による生活困窮者の支援を実施している。 <住居確保給付金の概要> 新型コロナの影響で収入が減少し住居を失うおそれがある方に対し、家賃相当額を給付 <ul style="list-style-type: none"> 支給額：家賃相当額 支給期間：原則3か月(支給期間が終了した方に対す 	<ul style="list-style-type: none"> 国と連携して解雇・雇い止めや内定取消しの防止に努めるとともに、労働者からの雇い止め等に係る労働相談には鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)で引き続き対応してまいりたい。 	商工労働部 (雇用政策課、県立ハローワーク)
			<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、必要に応じた生活支援を行っていく。 	福祉保健部 (福祉保健課) 総務部(税務課) 教育委員会 (育英奨学室)

	<p>る再支給（最長3か月）の特例措置を活用した場合、最長15か月まで延長可能） ※従来は最長12か月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付期間：R3.9末まで（R3.6末から延長） <p>(1) 実施主体 福祉事務所設置自治体 (2) 支給実績（支給決定件数及び支給済額） 394件・84,090千円（R3.7末現在） (参考) ・R元年度 25件・1,958千円 ・H30年度 12件・1,262千円</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い納税が困難な方に対しては、時限措置である徴収猶予の特例制度の終了後においても、既存の徴収猶予制度等の納税緩和措置の適用が可能であるので、納税者個別の実情に応じた柔軟かつ適切な対応に努めているところ。 (参考) 県税の徴収猶予の特例に係る適用実績（R3.6月末現在） 件数 182件、徴収猶予額 713,501千円</p> <p>・鳥取県育英奨学資金の返還に際して、返還が困難となった場合には、一定の要件を満たす場合、申請により一定期間返還を猶予できる制度を設けている。</p>		
<p>(2) 非正規雇用の約7割を占める女性労働者がコロナ禍でより大きな影響を受けていることから、雇用の回復、喪失防止をはかるとともに、質の高い雇用への転換を進められたい。また、雇用・所得の不安定化や配偶者からのDV（ドメスティック・バイオレンス）の激化などにより困窮する女性への支援策として、信頼に足る公的な相談窓口の開設や直接的な支援の充実をはかられたい。</p>	<p>令和2年5月に「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」を県立ハローワークに設置し、非正規や女性を含め、新型コロナウイルスの影響を受けた求職者への相談対応を行うとともに、そうした求職者の採用に理解のある企業との就職マッチング支援を行っており（R3.8.21時点で求職者から相談のあった246件のうち、非正規の女性労働者が約7割）、窓口を通じて新規雇用を行った事業者が支払った賃金に対する補助も行ったところ。 また、令和3年6月からは、ひとり親家庭の様々な相談対応を行う「ひとり親家庭相談支援センター」が鳥取・倉吉・米子県立ハローワーク内に設置されたところであり、</p>	<p>引き続き、県立ハローワークの「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」や「ひとり親家庭相談支援センター」を通じて、非正規や女性、ひとり親世帯等を含めた求職者の支援を行っていく。 併せて、求人企業に対しても、引き続き上質な雇用を求めていくほか、求職者の希望も踏まえつつ、より満足いただける就業先とのマッチングとなるよう支援していく。</p>	<p>商工労働部 （県立ハローワーク）</p>

		<p>就労に関する相談にもワンストップで対応しているところ。</p> <p>なお、求人企業に対しても、必要に応じ、賃金水準等をはじめ上質な雇用条件となるよう改善提案等も行っている。</p>										
		<p><DV></p> <p>福祉相談センターや各県民福祉局では24時間DV相談に対応している。</p> <p>また、コロナ禍におけるDV相談に対応するため、国においても24時間対応の「DV相談+（プラス）」が開設され、SNSによる相談や外国語（10か国語）により相談が可能となっており、避難等が必要と判断された場合には、相談者の最寄りの配偶者暴力相談支援センターに連絡が入り、被害者を速やかに支援する体制が整っている。</p> <p><DV相談件数の推移></p> <table border="1" data-bbox="752 707 1440 783"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>672</td> <td>626</td> <td>637</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援が受けられるよう県内3カ所の県立ハローワークに「ひとり親家庭相談支援センター」を今年6月に設置したところ、8月末で約70件の相談があり、その中には県立ハローワークとの連携により転職希望者が就職につながった事例が5件ある</p>	年度	H30	R1	R2	件数	672	626	637	<p>引き続き、24時間対応可能な相談体制を維持するとともに、DV被害者の希望に寄り添いながら支援を行う。</p> <p>また、県ではDVに関する相談、保護及び支援に携わる職員等を対象に研修を行っているところであり、職員のスキルアップについても継続的に取り組む。</p> <p>「ひとり親家庭相談支援センター」においても引き続き県立ハローワークと連携しながら支援に取り組んでいく。</p>	<p>子育て・人財局（家庭支援課）</p>
年度	H30	R1	R2									
件数	672	626	637									
<p>5</p>	<p>PCR検査、ワクチン接種への対応について</p> <p>PCR検査等の質の確保と検査機関、医療機関、保健所の連携強化、保健所の体制強化、医療・介護職場（居宅介護サービス事業者含む）などにおける集団感染防止対策への支援などを強力に進められたい。また、ワクチン接種体制の構築に対し国が責任を持って支援を行うほか、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内医療機関に勤務する臨床検査技師を対象に新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査実技研修会を実施し、検査体制の質の向上を図っているほか、医療機関や介護施設に対する感染防止対策設備整備補助、専門家による現地指導、社会福祉施設が自主的に行う職員のPCR検査等費用支援等を実施している。 ・ワクチン接種体制の構築については、国が必要な財政措置を行うこととなっており、ワクチン接種後調査、副反応情報などの収集や周知についても国が対応している 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査体制の質の向上や、施設内での感染防止対策支援については、引き続き取り組んでいく。 ・新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費については、地方自治体の負担が生じないように、国の責任において、きめ細かく必要な財政措置を講じるよう全国知事会を通じて国に要望しているところであり、引き続き国に働きかけていく。ま 	<p>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局</p>								

	<p>ワクチン接種直後調査、副反応情報などの確実な収集と県民に対する正確な情報提供へ強力に取り組まれない。</p>	<p>ところである。県としてもワクチン接種に関する情報について、県政だより、新聞、県ホームページ、テレビスポットCM等を利用して、広く県民に周知している。</p>	<p>た、国から配分されるワクチンの種類や量、具体的な配送日程を早期に示すことや、ワクチン接種の意義・有効性及び副反応も含めた正確かつ具体的な情報等について、迅速かつ分かりやすく周知・広報を継続的に実施するよう全国知事会を通じて国に要望しているところであり、県としても国に対し要望を行っていく。</p>	
6	<p>感染による不安解消に向けて 感染による不安をできるだけ解消し、迅速な支援につながるよう、電話による相談体制を拡充するとともに、感染症の症状や予防方法、感染防止策などの情報を外国人や障がい者などが確実に受け取ることができるようにすることを含め、正確な情報の伝達に努められたい。また、感染者やその家族、労働者等に対する差別や偏見が起きないよう、啓発に強力に取り組まれない。</p>	<p><迅速な支援、正確な情報の伝達></p> <ul style="list-style-type: none"> 国内で初めて新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された日の翌日から県民相談窓口、専用ホームページを開設し、県民への情報伝達手段を整備している。 令和2年11月1日から、発熱等の症状がある場合は、事前にかかりつけ医に相談していただく体制としており、かかりつけ医がいないなど相談先に迷う場合の相談先として「受診相談センター」を、陽性者との接触歴や接触した可能性があるなど心配な場合の相談先として「接触者等相談センター」を設置しており、24時間体制で対応している。 また、聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難な方については、ファクシミリやとりネット上の専用の相談フォームで相談できるようにしている。また、外国人については、相談窓口も設置しているほか、保健所等への電話相談については、三者間通訳による電話相談体制も整えているところ。 外国人に対して、県ホームページにて新型コロナウイルスに関する最新情報の提供を多言語で行っている。また、今年度、コロナ感染防止やワクチン接種に関する多言語のチラシを作成し企業を通じて外国人に配布した。また、国際交流財団より、県内在住外国人に対して、ホームページやFacebookで新型コロナウイルス感染症に係る情報提供を行っている。 また、障害者就業・生活支援センター等の支援機関を通じて、障がい者及び障がい者就労企業の双方に、コロナ 	<p><迅速な支援、正確な情報の伝達></p> <p>障がい者や外国人を含めた県民の皆様への迅速な支援に繋がるよう、引き続き、現行の取組を継続して参りたい。</p> <p>外国人に対し、引き続きやさしい日本語や多言語による新型コロナに関する情報発信や相談窓口の周知に努める。</p> <p>障がい者及び障がい者就労企業の双方に対し、引続きコロナ対策に関する情報発信に努める。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局</p> <p>商工労働部（雇用政策課）</p>

	<p>対策に関する情報提供をしている。</p>		
	<p><人権尊重の社会づくり条例の改正> 平成8年に全国に先駆けて制定した「人権尊重の社会づくり条例」を新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をはじめとした人権課題に対応するため、「インターネット上を含むあらゆる差別行為を禁止する」規定を盛り込む条例改正を行った。(令和3年4月)</p> <p><差別禁止の呼びかけ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県政だよりによる周知や、市町村・商工団体・医師会等を通じたチラシによる呼びかけ ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議での「人権配慮に係る県民メッセージ」の発出 ・人権啓発ラジオスポット (FM 山陰) によるワクチン未接種者への差別禁止メッセージ発信 (R3.7月～11月、週3回(月金土) 1回/日 20秒程度) ・県職員によるシトラスリボンプロジェクトの実施 <p><実態把握及び分析等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットサーベイランスの実施 誹謗中傷等の画像や文書を保存し、被害者の訴訟時の証拠として、本人の求めに応じて提供する。 →県での保存件数は68件(8月31日現在) ・インターネットモニタリングの実施 インターネット掲示板等での誹謗中傷等の書き込みに対し、削除要請を行う。 	<p>今後も、条例改正を踏まえて、差別禁止を呼び掛けていくとともに、ネットサーベイランスによる人権差別の発生抑止や被害者に寄り添った相談支援に引き続き取り組んでいく。</p>	<p>総務部(人権・同和対策課)</p>

		<p>→新型コロナ関連の削除要請は76件、うち削除済みは21件（削除率27.6%）</p> <p><相談支援体制の充実></p> <p>○人権相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ関連の相談は28件（8月31日現在） ・「共同行動宣言」（令和2年9月10日）に伴って弁護士会、県警及び法務局と連携し、誹謗中傷等被害者に寄りそった支援を行う体制を構築。 ・誹謗中傷等に係る相談事例が発生した際には、各地区人権相談窓口をワンストップ窓口として、速やかに弁護士や各機関担当が連携して対応を図る。 <p>○人権法律相談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士による無料相談会を県内各地区にて年間計6回開催(各地区2回)。 		
7	<p>感染防止対策の徹底について</p> <p>(1) 事業継続が強く求められる医療・介護、小売、保育、物流・交通など、特に顧客に接する職場におけるPCR検査等の実施やマスク、手袋、消毒液、アクリル板等の優先的確保をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本県では、PCR陽性者が確認された場合、特定の業種に限定することなく、濃厚接触者に限らず接触者まで、速やかに幅広く徹底的にPCR検査を実施することで感染拡大を抑え込むこととしている。 ・マスク、手袋等の个人防护具等は、新型コロナ感染症発生初期に見られたような供給不足は、現在見られておらず、優先的な確保が必要な状況にはないと思われる。なお、医療機関・介護施設のほか、飲食・宿泊施設等の接客を主とする事業者が行う感染防止対策等に必要な経費については、これまで補助制度により支援を行ってきたところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者に限らず接触者まで、早期に検査を実施し、早期入院、早期治療に繋げるという鳥取方式の実践により、これまで県内の感染拡大を抑え込むことができており、引き続き、この体制により感染拡大防止に努めていきたい。 ・マスク、手袋等の个人防护具等の優先的確保については、今後の需給の動向等も見極めながら、必要に応じ検討したい。 	<p>新型コロナウィルス感染症対策本部事務局</p>
	<p>(2) 小売・外食・サービス業等を利用する顧客については、マスク着用や手指消毒、来店時間帯の分散、一定時間内の来店、来店人数の制限など、県民に対して広く感染防止対策の周知徹底をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、飲食時における感染防止対策のポイントや注意事項について、県のホームページや、新聞広告等で、県民に広く周知してきた。また、県内の感染状況を踏まえ、県の対策本部会議等でも、県民へのメッセージとして発信してきたところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食時における感染防止策を推進するため、引き続き、様々な媒体を活用し、県民に対して、周知徹底していく。 ・また、飲食以外の場面においても感染防止対策の参考としていただけるよう、これまでに発生したクラスター事例の発生原因やそれに対する対策をとりまとめるなどし、感染防止対策の周知徹底をはか 	<p>新型コロナウィルス感染症対策本部事務局</p>

	<p>(3) 事業者の感染防止対策について第三者機関が客観的かつ実効性を評価できる仕組みを構築されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の新型コロナ安心対策認証店（以下、「認証店」という。）制度は、令和2年6月から運用を開始し、飲食店以外の業種も幅広く対象に認証を行っている。 ・令和2年度は、認証に当たって、事業者自ら業種別ガイドラインに基づいて感染防止対策の手順書を作成していただき、専門家の確認を受ける方式をとっていたが、事業者にとっては手順書の作成が負担となり、認証店数は伸び悩んでいた。 (令和3年4月1日登録：全体192件うち飲食店60件) ・令和3年度は手順書を予め専門家の確認を受けた業種別のチェックリスト形式に改め、必要に応じて専門家の意見を聴取することにより客観性を保つよう配慮している。 ・本年4月の第4波到来を受け、認証取得の促進による感染防止対策の徹底を図るため、手順書のチェックリスト化に加えて、応援金・補助金制度を創設し、外部委託により補助金及び認証に係る審査体制を強化したことで、認証店数は大幅に伸びている。 (令和3年8月30日登録：全体1,632件うち飲食店1,223件) ・また、認証後も不定期に立ち入り調査を行うことに加えて、本年7月から認証店利用者評価制度を設けて、利用者からも利用した認証店に関する意見等があれば県にメールで送ってもらい、対策に不備がある場合は、飲食店に改善指導を行うことで実効性を担保するようにしている。 	<p>りたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、感染事例を踏まえ必要に応じて専門家の意見を仰ぎながら、ガイドライン、チェックリストの見直しを行い、感染防止対策の徹底を図って行きたい。 また、認証店利用者評価制度に寄せられたご意見等も参考に、感染防止対策に不備がある店舗には改善を指導していくとともに、不定期に行う認証店の立ち入り調査を継続することにより、認証店の質を確保していく。 	<p>生活環境部 (くらしの安心推進課)</p>
8	<p>雇用の安定と公正な労働条件の確保について</p> <p>(1) 過労死問題や労働法をないがしろにするいわゆる「ブラック企業」「ブラックバイト」の問題等に適切に対処するために、労働相談の支援や労働講座の開催など、労働行政の充実・強化（特</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）の労働雇用相談員が県内の高校等を対象に実施している「出前セミナー」において、働く時の基本ルールやトラブルの対処法などについて説明を行い、労働教育を推進している。 R2年度 出前セミナー実績：7件、参加者185名 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）が実施する若年者を対象にした「出前セミナー」や「労働セミナー」を経済団体等の協力も得ながら、広報を行い、引き続き労働教育を推進する。 	<p>商工労働部 (とっとり働き方改革支援センター、県立ハローワーク)</p>

	<p>に「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策)をはかられたい。</p> <p>また、職場生活を通じた自己実現をはかる観点から、雇用の原則は「期間の定めのない直接雇用」である。正社員以外の雇用形態で働くパートタイム労働者、契約社員、派遣社員、臨時・非常勤職員の処遇改善や労働環境の整備に加え、正規雇用への転換策を促進されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・みなくるでは、ハラスメントを含む労働者からの各種相談に応じているほか、職場のコミュニケーション等をテーマにした「労働セミナー」を開催している。 (R2年度 労働相談件数：2,934件 うちハラスメント関係： 労働セミナー：15回開催、参加者243名) (R2年度 職場環境改善社内研修講師派遣：46件 うちハラスメント関係の研修を行った事業所：20件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・正規雇用での就労を希望する求職者等については、県立ハローワークの就職相談等を通じて希望する働き方が実現するようサポートを行っていく。 	
	<p>(2) 県が誘致した企業や助成金を交付した企業、およびハローワークが紹介した企業が労働法違反した場合の対応対策の強化をはかられたい。悪質な企業には県独自の罰則条例等を検討し、適切かつ厳正な対策を講じられたい。</p>	<p>県立ハローワークにおいては、企業から求人が出た際には、雇用条件等が法令に違反していないかを十分に確認した上で受け付けることとしている。</p> <p>また、労働法令違反に対する指導・監督権限は、国(労働基準監督署等)が所管しており、県立ハローワークにそうした情報が寄せられた際には、国に情報提供を行う等の連携を図っている。</p> <p>更に、令和2年3月から、労働法令違反を行った企業からの求人を不受理にできるよう法改正も行われたところ。</p>	<p>引き続き、労働法令違反の案件については、国の機関と連携しながら対処していく。</p> <p>また、企業からの求人に対しても、引き続き雇用条件等の確認はもとより、労働法令違反を行った企業からの求人でないことの確認を徹底していく。</p>	<p>商工労働部 (立地戦略課、雇用政策課、県立ハローワーク)</p>
<p>9</p>	<p>働く者のための実効性ある働き方改革の推進について</p> <p>「働き方改革」の取組について、雇用形態間における均等均衡待遇原則や長時間労働の是正に向けた時間外労働の法制化がされた。痛ましい過労死を防ぎ、誰もが希望を持って、仕事と生活を両立できる社会に向け、労働者のための実効性ある働き方改革を追求し、社会全体で労働時間を最適化していく取り組みを推進されたい。</p> <p>また、施行が2024年4月とされている、自動車運転業務、建設事業、医師等についても、特段に配慮した施策を展開されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、専門家派遣による助言及び就業規則等整備支援、事例発表会による普及啓発、課題解決セミナー、個社支援、補助・融資等により、県内中小企業の働き方改革を推進している。 ・国においても「働き方改革サポートオフィス鳥取」を設置し、働き方改革関連法への対応、従業員の定着や賃金引上げなど、企業からの働き方改革全般の相談に応じている。 ・中小企業に対しては、令和2年4月から働き方改革関連法の時間外労働上限規制が、令和3年4月からは同一労働同一賃金制度が適用された。 <p><自動車運転業務></p> <p>時間外労働の上限規制が2019年4月から導入されたが自動車運転の業務については上限規制の適用が猶予され、2024年4月から適用される。ただし、原則は年間360時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、商工団体や国の「働き方改革サポートオフィス鳥取」と連携して、専門家派遣やセミナー等により、制度の周知を図るとともに、県内企業の働き方改革を促進していく。 <p>2021年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で、時間外勤務や運転手不足の傾向にこれまでとは大きな違いが生じてい</p>	<p>商工労働部 (とっとり働き方改革支援センター)</p> <p>地域づくり推進部(地域交通政策課)</p>

	<p>が上限であるが、自動車運転の業務については、上限時間は年間 960 時間とされている。</p> <p>現在、タクシー、バス、トラック事業の運転手不足が課題となる中、運転等の作業時間以外の手待ち時間（客待ち、荷待ち等）等の業務の特性それが主な要因となり、自動車運転業務が原則からはずれることとなっているものと認識しているが、日本バス協会及び全国ハイヤー・タクシー連合会においてもそれぞれ働き方改革の実現に向けたアクションプランを策定されている。</p> <p>県内においても、公共交通の運転手不足が課題となっていることから、平成 30 年度から国、県、交通事業者と連携してバス・タクシー事業の運転業務内容の PR、事業者との個別面談、バス・タクシーの運転体験などをまとめてワンストップで行う「公共交通担い手確保セミナー」を実施するとともに、タクシー事業者への女性ドライバー確保に係る免許取得支援や、バス事業者への運輸事業助成振興事業を活用した大型 2 種免許取得支援など、各事業者のドライバー確保支援を通じて、交通事業者の働き方改革に対応している。</p>	<p>ることから、社会情勢に即した適切な対応を柔軟かつ遅滞なく行って参りたい。</p>	
	<p><建設事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 建設産業は、労働者の減少と高齢化が進み、今後さらなる労働力の減少が避けられない状況にある中、2024 年 4 月からは時間外労働の罰則付きの上限規制が適用されるなど、長時間労働の是正を図る「働き方改革」の取組を推進する必要がある。 鳥取県においては、工事現場の週休 2 日工事の試行や、年間を通して施工時期を平準化する等の長時間労働を是正する取組を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ICT 技術を活用した生産性の向上の取組等を実施しており、引き続き現場環境の改善等の「働き方改革」の取組を推進していきたい。 	<p>県土整備部 （県土総務課）</p>
	<p><医師></p> <p>働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年 7 月 6 日公布）が成立し、時間外労働の上限規制に関し、医師については、令和 6 年 4 月から適用されることとなった。</p> <p>鳥取県では、平成 27 年 4 月 1 日に県医療勤務環境改善</p>	<p>医師の労働時間短縮・働きやすい職場環境づくりに向けて、地域医療介護総合確保基金を活用し、引き続き、チーム医療の推進や ICT 等による業務改革を進める医療機関への支援、県医療勤務環境改善支援センターによる勤務環境の改善に関する相談支</p>	<p>福祉保健部 （医療政策課）</p>

		支援センターを設置し、医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行っている。	援などを行う。また、令和3年8月には県内病院を対象としたアンケートを行い、医師の時間外労働の実態や各病院の取組等を把握することとしており、その結果を踏まえ、各病院に対する必要な支援を行っている。	
10	<p>すべての労働者に対する職業能力開発機会の充実について</p> <p>(1) 雇用形態や企業規模、在職・離職の違いにかかわらず、すべての働く者・働くことを希望する者が自己の職業能力を最大限に開発・発揮し、安定した質の高い雇用に就くことができるよう、県内において適切な職業能力開発機会を提供されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県立産業人材育成センターにおいて新規学卒者、離職者、在職者及び障がい者を対象とした職業訓練を実施し、就職に必要な知識・技能習得の機会を提供している。 <p>(R2実績 (R3.6末時点))</p> <p>新卒者対象 修了52人・就職50人(就職率96.2%) 離職者対象 修了513人・就職429人(就職率83.6%) 障がい者対象 修了18人・就職16人(就職率88.9%) 在職者対象 修了293人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、職業訓練の実施により労働者個々の能力開発や就労促進を図っていくが、令和3年度は、コロナ禍を踏まえた業態転換等の企業ニーズに対応するため、ICT利活用スキル習得等を目的とした訓練の新設や実施回数の増を行うとともに、非正規雇用労働者等のスキルアップを支援し、訓練受講機会を拡大するため、短期間・短時間訓練を実施する。 さらに、コロナ禍の影響等を受けた県内企業の業態転換や求職者のキャリアチェンジに向けた多種多様な学習ニーズに対応するため、オンライン学習受講促進事業(企業向け・求職者向け)を実施する。 	商工労働部 (産業人材課)
	<p>(2) いわゆる「就職氷河期世代」に対し、当事者に寄り添った「オンライン相談サービス」や「職業紹介サービス」を展開するなど、職業能力開発や就労、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を行われたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年2月に「とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を設置し、国や支援団体と連携しながら、就職氷河期世代の社会参加や就労支援、職業訓練等の支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 就職氷河期世代の支援対象者の掘り起しのための情報発信、企業見学ツアー、求人促進のための企業向けセミナー、新たにフルタイム勤務への不安を取り除くためのインターンシップ(職場体験)の実施、同世代で就職難を経験した人の経験談を共有するためのピアサポートセミナーの開催などにより、正規雇用への就業を支援する。 また、就職氷河期世代等の安定就労のための職業訓練機会の充実や国家資格取得のための職業訓練の広報強化を図る。 県立ハローワークでは、新たに就職氷河期世代を対象とした職業的自立に向けた 	商工労働部 (雇用政策課)

			<p>意識醸成や求職活動に必要なスキル向上を目的としたセミナーと人材不足業種などのマッチングにつなげるための企業説明会を開催し、正規雇用による就業を支援する。</p>	
1 1	<p>あらゆるハラスメントの根絶とジェンダー平等の実現について</p> <p>昨年12月に策定された「性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」、「第2次鳥取県女性活躍推進計画」等の実効性を高める取り組みと県民に見える化をはかるため、女性活躍課などの担当部署の一層の体制強化に加え、関係機関への財政支援を通じた機能の強化・充実や地域の多様な主体との積極的な連携を強化されたい。</p> <p>【意見交換における意見】</p> <p>「男女間賃金格差」等”男女二元論”の課題と、「性別・性自認・性的指向」等”性にかかわらず”とする課題が複合しており、現状認識と課題を整理されたい。</p> <p>固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）は年代やライフスタイルにより格差があるため、払しょくに向けて、きめ細やかに対応されたい。</p> <p>計画の実効性を高めるステップにおいて、クリアすべき目標値の設定は必要であるが、数値の根拠等の理解がなければ、数値ありきとなるため、「クリティカル・マス」や「クオータ制」等、目標数値の根拠を、更に周知されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県が目指す男女共同参画社会は、性別にとらわれることなく、性の多様性を前提としたものであることから、本県では、「性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」及び「第2次鳥取県女性活躍推進計画」を策定し、多様な性を認め合い誰もが自分らしく生きることができるとする社会環境づくりを目指し、各種ハラスメントの防止を含む働きやすい職場環境づくりや職場、家庭、地域などあらゆる場での性別や性的指向・性自認による不平等の解消に取り組むこととしている。 この計画に基づき、副知事を座長とした庁内推進体制によって男女共同参画に関する施策の検討・進捗管理を行いつつ、関係機関や事業者と一体となって男女共同参画の推進に取り組んでいる。 <p>【計画の推進体制】</p> <p><鳥取県男女共同参画行政推進会議> 施策の検討/点検/進捗管理を行う庁内組織(副知事座長)</p> <p><鳥取県男女共同参画審議会> 重要事項を調査審議、県へ提言する付属機関 ※ <u>連合鳥取 江口真也副事務局長が審議会委員</u></p> <ul style="list-style-type: none"> そのなかで、男女共同参画社会を実現していく上で大きな障壁となる固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けて、子どもの頃からの男女共同参画の視点に立った学校教育、多様な手法を通じた幅広い年齢への普及啓発に取り組んでいる。 また、ハラスメント防止に関する取組としては、中小企業労働相談所「みなくる」において、労働相談への対応 	<p>「性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」及び「第2次鳥取県女性活躍推進計画」の内容を着実に実行するため、引き続き、みなくる、とっとり働き方改革支援センター等の各支援機関が、関係機関等と連携して、各種ハラスメントの防止をはじめとした働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、目標数値の根拠となる背景、現状を含め、両計画の趣旨を広く理解いただけるよう周知していく。</p> <p>併せて、「男女共同参画センター」では、普及啓発、情報提供、相談支援等に取り組むほか、同センターの活動団体支援措置について幅広い利用を呼びかける等、男女共同参画の一層の推進に取り組む。</p>	<p>令和新時代創造本部 (女性活躍推進課) 商工労働部 (とっとり働き方改革支援センター)</p>

		<p>やセミナーの開催、社内研修への講師派遣など、事業主と労働者双方に対してハラスメント防止に関する支援をしている。また、とっとり働き方改革支援センターでは、事業主に対して専門家派遣（社会保険労務士等）によるハラスメント防止に係る助言・就業規則整備支援も行っている。</p> <p>・このほか、男女共同参画推進の拠点施設「男女共同参画センター」では、市町村や民間団体と連携したセミナーや出前講座等の普及啓発、相談支援、図書・啓発 DVD 貸出等の情報提供、男女共同参画に取り組む団体への活動支援などを行っている。</p>		
1 2	<p>障がい者雇用について 障がい者の法定雇用率について、2021年3月に2.3%（地方公共団体は2.6%）に引き上げられた。今後、障がい者に対する理解・思いやりを深める活動に加え未達成企業はもちろん行政機関および関係団体に対して、受け入れに携わる人材の育成などの働きかけや設備改善および職場環境改善の支援を強化されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率は令和3年3月2.3%（地方公共団体は2.6%）に引き上げられた。 ・企業経営者・管理職にある方等への障がい者雇用の理解を一層促進するため、「企業トップセミナー」を開催した。（R2実績：参加36名） ・障がいを正しく理解し、企業内で日常的に障がい者を支援する「障がい者仕事サポーター」を養成した。（R2講習開催回数：4回、受講者：71人） ・県雇用政策課に障がい者雇用アドバイザーを1名配置し、企業トップ等に障がい者の新規雇用の働きかけを行った。（R2実績：249社訪問） ・障がい者雇用を検討している企業に、すでに障がい者雇用を進めている企業での取組を参考にしてもらうため、企業見学会を実施した。（R2実績：2回） ・訪問型ジョブコーチ（職場適応援助者）を配置する社会福祉法人等に対してその活動費の一部を助成し、国機関以外にもジョブコーチを配置することで、障がい者の職場定着の体制を強化した。（訪問型ジョブコーチ7人。支援人数134人） ・県中・西部に県版ジョブコーチセンターを設置し、障がい者の職場定着に努めた。（R2実績：支援人数101人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用アドバイザーの企業訪問による働きかけや「企業トップセミナー」の開催により、経営者層の障がい者雇用への理解を深めるとともに、特例子会社設立や企業が障がい者を多数雇用する際の施設・設備整備への助成を行い、障がい者雇用の促進を図る。 ・「障がい者仕事サポーター」を養成して職場における障がい者への理解促進を図るとともに、ジョブコーチの配置や障害者職業生活相談員の設置を促す助成等により、障がい者の職場定着の促進を図る。 	<p>商工労働部 （雇用政策課）</p>

		(参考) 鳥取労働局発表の民間企業障害者雇用状況 (R2.6.1 現在、 障がい者雇用義務のある企業等のみ集計) 民間企業障がい者雇用率 2.37% 法定雇用率達成企業割合 63.0% 障がい者就業者数 1,512人)		
13	生活困窮者自立支援体制確立について 生活困窮者自立支援制度の実施体制の整備をさらに進められたい。 (1) 生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例などの情報収集・分析・提供など、実施自治体に対する支援の強化を国に働きかけられたい。	<ul style="list-style-type: none"> 国では、生活困窮者自立支援制度の充実、支援強化に向け、ホームページ上での自治体事例検索ツールによる事例紹介のほか、事業実施に関するコンサルティングを行う専門スタッフ派遣事業等を実施されており、本県においても当該支援制度を活用しているところである。 県では、子どもの居場所づくり、一般世帯も対象とした学習支援、住居確保が困難な者に対する債務保証制度など、地方自治体が地域の状況に応じて実施している事業への財政支援について、毎年国に要望を行っている。 	引き続き国の制度を活用しながら、今後も必要に応じて、実施自治体に対する支援の強化について国に働きかけていきたい。	福祉保健部 (福祉保健課)
	(2) 企業への委託事業である就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定にあたっては、貧困ビジネス防止の観点から、安全衛生の確保や情報公開、報告の徹底など厳格な対応をされたい。	<ul style="list-style-type: none"> 本県における認定就労訓練事業所は、令和3年7月現在で8団体。 県及び鳥取市(中核市)においては、就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎、就労訓練事業の実施状況に関する情報公開、就労支援に必要な措置、安全衛生等の作業条件等の認定基準に基づき認定している。 認定就労訓練事業者は、自立相談支援機関のあっせんを受けて生活困窮者や生活保護受給者を受け入れ、自立相談支援機関と連携して利用者に対する適切な支援の実施を確保することとされている。 令和2年度実績：1事業所1名受入 	就労訓練事業所の認定にあたっては、認定基準に基づき厳格な審査を行っていく。 また、就労訓練事業の実施は、自立相談支援機関によるあっせんが前提となっているため、貧困ビジネス等の不適切事案が発生しないよう、引き続き各自立相談支援機関と連携を図っていく。	福祉保健部 (福祉保健課)
	(3) 事業の実施にあたり、NPOや社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用する。また、事業団体の選定にあたっては、事業委託者の継続性やスキル、相談員の雇用継続を重視し、複数年契約などを積極的に実施されたい。	生活困窮者自立支援制度に基づく県事業においては、NPO法人や社会福祉協議会への事業委託も活用して実施している。 【生活困窮者自立支援制度に基づく県事業の委託状況】 <ul style="list-style-type: none"> 自立相談支援事業：三朝町社協、大山町社協 就労準備支援事業：大山町社協、三朝町社協 家計改善支援事業：大山町社協、三朝町社協 	財源となる国補助事業が単年度であること等も踏まえ、委託事業の複数年契約については、県事業において現時点で実施の予定はないが、委託事業者の選定にあたっては、地域の関係機関や住民とのネットワーク構築の観点から、委託事業者の継続性等	福祉保健部 (福祉保健課)

		<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援事業：大山町社協 ・市町村支援事業（バックアップ事業）：県社協 	<p>も考慮したい。 引き続き、社会資源を有効に活用した事業実施に努めていく。</p>	
	<p>(4) 自治体においては、保健、医療、住宅、経済など関係部署の緊密な連携による横断的な制度の実施体制を確立する。特に、今後低年金・無年金の単身高齢者の増加が予想されることを踏まえ、高齢の生活困窮者に対し、本人の意向をふまえつつ健康、居住、就労、家計面等の支援が組み合わせられるよう、支援体制のあり方を検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法改正（平成30年4月施行）により、市町村が属性を問わない包括的な支援体制づくりに努める旨が盛り込まれた。 ・また、令和2年6月にも社会福祉法が改正され、包括的な支援体制構築のための新たな事業が創設された。また、属性を超えた支援を円滑に行うことを目的に、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な施行を行うことができる新たな交付金も創設。 	<p>市町村が、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談者の属性等に関わらず包括的に相談を受け止め、各種支援機関と連携を図りながら支援を行う包括的な支援体制について、その体制構築に係る支援を国事業として実施されているところ。 県としても、国制度の活用等を含めた個別のアドバイスや関連事業の紹介等を通じて市町村の体制づくりを支援していく。</p>	<p>福祉保健部 （福祉保健課、長寿社会課）</p>
		<p><就労> 県立ハローワークでは、これまでも担当就業支援員による伴走型支援により、高齢者など特に手厚い支援を要する者を含め、求職者に寄り添ったマッチング支援を行っている。 特に令和3年度からは、高齢者の就労機会の確保を図るため、求人企業に対し、1人役分の労働力を複数人の高齢者でまかなう「モザイク型就労」の提案を積極的に行っている。 更に、令和3年8月から、県内各圏域の生活困窮者自立支援推進会議の構成機関に県立ハローワークも加わることになり、今後、福祉関係の支援機関との連携を強化し、生活困窮者への効果的な就労支援体制を構築していくことを確認したところである。</p>	<p>引き続き、高齢者を含め、就職困難者に寄り添ったマッチング支援を行っていくとともに、求人企業への「モザイク型就労」の提案などにより、就労機会の拡大を図っていく。 併せて、高齢者を含めた生活困窮者に対し、実効性のある就労支援となるよう、引き続き福祉関係支援機関との連携を図っていく。</p>	<p>商工労働部 （県立ハローワーク）</p>
14	<p>子どもの貧困対策について (1) 地域における子どもの生活実態調査を行い、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行うとともに、子どもに対する教育の機会均等を保障されたい。 (2) 子どもの7人にひとりが貧困と言われている状況の中で、県内子ども食堂</p>	<p>県では、子どもの貧困対策として、子どもの居場所づくり事業や学習支援充実事業により、市町村の取組に対する支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所づくり事業 子どもの居場所づくり事業の立ち上げ経費及び運営費に対し、市町村が負担する経費への補助。（事業立ち上げ支援：県 2/3・市町村 1/3）、運営費：県 1/2・市町村 1/2) 	<p>地域における各世帯の実態は、まずは身近な支援を行う市町村において把握されるものと考えているが、国施策や市町村の事業実施状況等を踏まえ、今後も県として必要な支援を行っていく。</p>	<p>福祉保健部 （福祉保健課）</p>

	<p>が地域のコミュニティの場として活用されている。子ども食堂への支援策を含めて、県としての子ども貧困対策を充実強化されたい。</p>	<p>・学習支援充実事業 市町村が、国庫補助制度では対象とならない一般世帯の子どもを含めた学習支援を実施する場合の一般世帯の子どもの経費、また、放課後児童クラブを活用して、生活困窮世帯等の子どもを含めて学習支援を行う場合の経費を支援（県 1/2・市町村 1/2）</p>		
	<p>(3) 子ども食堂の支援策として、行政窓口（出先機関含む）等にフードドライブ受付箱の設置を検討されたい。県民総がかり的な取り組みとなるよう広報活動にも取り組まれたい。</p>	<p>食品ロス削減の観点から、鳥取県生活協同組合に委託して、家庭や事業所等で眠っている食品を持ち寄り、フードバンク等に提供する「フードドライブ」を実施し、フードバンク活動への理解と認知向上を図っている。</p>	<p>食品ロス削減の普及啓発を目的に、10月の食品ロス削減月間に、鳥取県生活協同組合に委託してフードドライブを実施し、職域での参加を呼び掛けているほか、イベント時に食品等の持ち寄りを働きかけているが、今年度新たに、県民が食品等を県庁舎等に持ち寄る機会を設定する予定。また、効果を上げるため、一層の事業周知等に努めることとしている。</p>	<p>生活環境部 （循環型社会推進課）</p>
15	<p>外国人労働者が安心して働くことのできる環境整備について 外国人労働者が地域住民と共生し安心して仕事と暮らしの両立ができるよう、多言語に対応した人材を配置した専門部署やワンストップ窓口を設置し、相談・支援体制を強化されたい。 また、外国人労働者に対する新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、やさしい日本語を始め多言語による最新情報の提供を徹底されたい。 (参考) 2020年10月末現在の外国人労働者数 鳥取県：3,250人（前年比129人増）：716事業所（前年比43事業所増） 島根県：4,405人：736事業所 全国：1,724,328人（前年比約20万人増）：267,243事業所</p>	<p><相談窓口> 鳥取県多文化共生支援ネットワークの下に相談窓口を設置し、県内在住外国人、外国人材を雇用している事業者、雇用を検討している事業者等からの相談に対応している。 以下3つの相談窓口が連携するとともに、相談内容に応じてネットワーク参画機関の協力を仰ぎながら対応している。 (1) 外国人材受入れ・共生相談窓口（県雇用政策課） 対象者：県内事業者等 R2相談実績：30件 (2) 鳥取県雇用サポートデスク（鳥取県行政書士会） 対象者：県内事業者、県内在住外国人等 R2相談実績：23件 (3) 鳥取県国際交流財団相談窓口（（公財）鳥取県国際交流財団） 対象者：県内在住外国人 R2相談実績：332件 外国人コーディネーターの配置：鳥取（英語、中国、ベトナム）、倉吉（中国、ベトナム）、米子（中国、ベトナム）。</p>	<p>・多言語対応が可能な相談窓口をはじめ、各相談窓口と連携し、相談対応に努める。 ・新型コロナウイルス感染症の情報についても、引き続きやさしい日本語や多言語による情報発信に努める。 ・技能実習生等の外国人労働者の実情を踏まえ、相談機関だけでなく、SNSなどの様々な相談窓口を周知し、相談しやすい環境を整える。 ・引き続き、各種相談窓口及び情報提供方法の周知に努め、外国人労働者の方を含めた外国人全体が暮らしやすいよう、共生社会の実現に努めていく。</p>	<p>商工労働部 （雇用政策課）</p>

	<p>〔意見交換における意見〕 また、外国人労働者の多くは、利用料の高い国内キャリアスマホを使わず、SIMフリースマホを使っている場合が多い。公的 Wi-Fi スポットの拡充および、相談受付はeメールだけでなく、メッセージ等SNSでの相談窓口も拡充されたい。</p>	<p>曜日により対応可能な言語が異なるが、テレビ会議システムにより、他の事務所のコーディネーターとも相談ができる体制を整えた。 ※そのほか、鳥取労働局では、労働相談窓口にて英語とベトナム語の通訳を配置し、対応している。</p> <p><新型コロナウイルス感染症に係る情報提供> (1) 県ホームページにて新型コロナウイルスに関する最新情報の提供を多言語で行っている。また、今年度、外国人材を雇用する企業に対し、コロナ感染防止やワクチン接種に関する多言語のチラシを作成して配布した。 (2) 国際交流財団より、県内在住外国人に対して、以下のとおり新型コロナウイルス感染症に係る情報提供を行っている。 ①facebook による多言語での発信。(英語・やさしい日本語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、ベトナム語) ②国際交流財団のホームページにて周知。(日本語、英語、中国語(簡体字)、ベトナム語) ※そのほか、外国人技能実習機構から外国人技能実習生に向けて多言語で情報提供を行っている。</p> <p>< SNSでの相談窓口 > ・技能実習生については、居住する寮に Wi-Fi が整備されている状況がほとんどである。 ・国際交流財団において、運営する facebook のメッセージ機能を用いた相談にも対応している。</p>		
16	<p>地域別最低賃金について 生活不安、雇用不安を抱える中で地域別最低賃金は、社会安定のセーフティネットである。 連合リビングウェイジ(単身者の最低生計費をクリアする賃金水準)では鳥取県時給換算額は 880 円である。経済財政</p>	<p>・最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する「地方最低賃金審議会」において慎重に議論されているが、厚生労働省の中央最低賃金審議会において「28円引上げ」との答申が示された。これを受けた審議の結果、鳥取県地方最低賃金審議会は、県の最低賃金を令和3年10月から「29円引上げの821円」とする答申を8月10日に行い、</p>	<p>・最低賃金の引上げに向けた企業の取組を支援するため、国においては中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)制度があり、これらの助成制度や、賃金規定の見直し等の相談に応じる「働き方改革サポートオフィス鳥取」</p>	<p>商工労働部 (雇用政策課、企業支援課)</p>

	<p>運営の指針「2021 骨太の方針」には、「より早期に加重平均 1000 円を目指す」とした方針が示された。現在の地域別最低賃金最高は、東京の 1,013 円である一方、鳥取県（792 円）を含む 16 県では地域別最低賃金の水準が未だ 800 円未満であり、地域間格差が拡大している。</p> <p>鳥取県は、人口・労働力の他県への流出、産業構造の問題、教育機関が少ない等の要因がある中で、労働者、特に若者にとって希望の持てる賃金とする必要がある。</p> <p>鳥取県経済の好循環を生み出すためにも、生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業所に対する実効性ある支援策、事業者間取引条件の改善、県施策の利活用の促進などをはかられたい。</p> <p>加えて、10 月発効以降、県発注の公契約で、最低賃金改定による影響が発生する場合は、速やかに是正されたい。</p>	<p>9 月 6 日に決定公示が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者のニーズに沿った経済対策を実施するため、商工団体や市町村の首長との意見交換の場を設けてきたほか、事業縮小・廃止、雇用調整等の危機に直面する県内企業の事業再生・雇用維持等を関係機関・団体と連携し支援する「新型コロナ対策企業・雇用サポートチーム」を構築し案件ごとに各種支援を実施している。 	<p>などの相談窓口の周知を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低賃金が改定される際には、改正額及び発効期日の周知に合わせて、庁内各課に通知しており、業務委託等行う場合には留意するよう徹底を図る。 引き続き関係機関と連携しながら人口減少、国内市場縮小といった厳しい環境においても成長していけるよう、県内企業の生産性向上・働き方改革・技術革新等への挑戦をより積極的に支援していく。 県内企業の事業継続、雇用維持について、今後も市町村や関係団体と連携・協力をして速やかな経済雇用対策を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額など、全国知事会等を通じた要請活動を実施していく。また、引き続き「新型コロナ対策企業・雇用サポートチーム」による機動的な支援を実施する。 	
17	<p>公正労働基準の確保について</p> <p>(1) 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的として公契約条例の制定に向け、前進ある取り組みをはかられたい。</p>	<p>【他県の状況】</p> <p>○公契約の基本理念を定めた条例</p> <ul style="list-style-type: none"> 「長野県の契約に関する条例」(H26.3.20 公布) 「岐阜県公契約条例」(H27.3.24 公布) 「愛知県公契約条例」(H28.3.29 日公布) 「沖縄県の契約に関する条例」(H30.3.20 日公布) <p>○公契約の相手方に最低賃金額以上の支払を求めた条例</p> <ul style="list-style-type: none"> 「奈良県公契約条例」(H26.7.10 公布) 「県が締結する契約に関する条例」(岩手県)(27.3.27 公布) <p>○いずれの県も、「野田市公契約条例」(H21.9.30 公布)のように設計単価の一定割合以上の賃金の支払を相手方に求めるものではない。</p> <p>【県議会での対応】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金等労働者の労働条件に関する基準は、憲法の規定により労働法制の枠組の中で定められていることから、公契約においても、国が必要な制度設計を行うことが適当であると考えている。 本県では、適正な労働条件の確保等に向けて最低制限価格制度をしっかりと機能させるよう、契約事務処理要領に盛り込み研修等で周知徹底を図っている。 今後も国の動向や他県の状況を調査しつつ、現行制度の確実な運用に努め、適正な公契約が行われるよう取り組んでいく。 	<p>会計管理局 (会計指導課)</p>

		○平成 21 年に本県議会で公契約に関する基本法の制定を国に求める意見書が採択された（平成 21 年 3 月 25 日）。		
	(2) 公契約条例の制定までは、県が契約する役務の提供（測量、建設コンサルタント等業務に関するものを除く）等を行う委託事業者や指定管理者等において、そこで働く労働者の賃金および労働条件の実態把握に努めるなど、適正な労働条件を確保されたい。	・本県では、適正な労働条件の確保等に向けて最低制限価格制度を設けているほか、最低賃金の改定等、必要な情報を庁内各課に周知している。	・最低賃金が改定される際に、改正額及び発効期日の周知に合わせて、業務委託等を行う場合には留意するよう庁内各課に通知するなど、今後も機会を捉えて庁内各課へ県の適正な業務発注に資する情報等の周知を行っていく。	商工労働部 （雇用政策課）
1 8	各種選挙における投票率向上に向けた取組について (1) 期日前投票所については、以前に比べ設置場所は充実してきているが、期間が限定されていたりするため、引き続き投票率向上に向けた取り組みとして有権者の生活行動（買い物や交通施設を利用した移動等）を踏まえた利便性が高く頻繁に人の往来が見込める施設（百貨店やスーパー等の大型商業施設内、駅舎内等）等への拡充と、セキュリティの構築等で普及が進まない共通投票所についても、必要な予算を設定するなどの対策を講じ、更なる投票しやすい環境の拡充につとめられたい。	スーパー等の大型商業施設に期日前投票所を設置している市町村は、鳥取市・倉吉市だけであったが、令和元年 7 月の参議院選挙から米子市も加わった。 鳥取市 イオンモール鳥取北店 倉吉市 パープルタウン 米子市 ホープタウン また、鳥取市では、鳥取大学や公立鳥取環境大学に期日前投票所を設置している。 平成 2 8 年 4 月の公職選挙法の改正により、属する投票区に関係なく投票できる「共通投票所」を設置することが可能となった。共通投票所の設置には二重投票防止のための通信環境を整備することが必要なため、導入する自治体は全国的にも少ない状況である。（令和元年 7 月の参議院選挙では県内市町村に設置なし）	期日前投票所や共通投票所の設置は、投票環境の向上につながる取組であり、市町村選挙管理委員会に対して引き続き情報提供を行い、積極的な取組を働きかけていく。	地域づくり推進部（市町村課（選挙管理委員会事務局））
	(2) 引き続き、民主的社会の形成者を育てていくために、学校における主権者教育を推進され、社会の一員として自立し、権利を行使することにより社会に積極的に関わろうとする主権者の育成をはかられたい。	学校における主権者教育は、教育機関と連携して取り組んでおり、選挙管理委員会事務局職員が学校に出向き、選挙に関する知識や投票の意義等について授業（選挙出前講座）を行っている。 <選挙出前講座の実施状況> R 2 年度実施：28 回（小 2、中 1、高 20、特別支援 5） R 元年度実施：24 回（小 1、高 19、特別支援 4） H30 年度実施：29 回（小 2、高 20、高専 1、特別支援 6） <啓発冊子「政治と選挙」の作成> 選挙啓発冊子「政治と選挙」を作成(10,000 部)し、県内	主権者教育の推進については、教育機関と連携した選挙出前授業の実施に引き続き取り組んでいく。	地域づくり推進部（市町村課（選挙管理委員会事務局））

		<p>高校（公立・私立）3年生全員に配付するとともに、選挙出前講座等で活用している。</p>		
		<p>県立高校では、政治・経済や地域社会への関心を高めるとともに、選挙の大切さを理解し、社会に参画する自覚をもった未来の主権者を育成することを目的として、主権者教育に取り組んでいる。具体的には、模擬選挙等の実践的な教育活動と併せて、総務省・文部科学省が作成した副教材の活用や「現代社会」又は「政治・経済」の授業などで、選挙制度の仕組み等についての学習を行っている。また、グループ討議やディベート等を行い、生徒が自ら考え、意見を持ち、表現していく学習にも取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高校では、公民科、総合的な探究の時間、LHR等の特別活動における学習を通して、引き続き民主主義の理念や仕組みに関する知識、政治的教養を身に付けることができるように努めていく。また、話し合いや討論、生徒会選挙、生徒総会や各種委員会の活動、模擬選挙、地域課題解決型学習等の体験的な学びを通して、主権者教育の充実を図っていく。 ・その中で、例えば校則については、各高校において、生徒が校則について考える時間を設定し、その見直しについて協議するといった積極的な取組を促してまいりたい。 ・自分たちの行動が変化につながることで、生徒一人一人が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を身に付けることができるよう努めてまいりたい。 	<p>教育委員会 (高等学校課)</p>
<p>19</p>	<p>参議院選挙における合区解消に向けて 参議院選挙における合区については、都道府県という単位の政治的重要性に鑑み、参議院に地方の事情に精通した国民の代表としての活動など、二院制のもとでの独自の役割を果たすため、各都道府県代表が最低1人は選出できるよう、関係する法律や選挙制度を抜本的見直しについて、引き続き、国に働きかけられたい。</p>	<p>公職選挙法の改正により、一部拘束名簿式（特定枠）が導入された。これにより、制度の運用次第によっては、全ての都道府県から代表を参議院に送ることが可能となった。</p> <p>しかしながら、鳥取県から選出された議員を確実に参議院に送るためには、合区を解消し、鳥取県選挙区を置くことが必要であり、抜本的な選挙制度の見直しが必要である。</p>	<p>今後の参議院選挙に向けて、憲法改正等により、投票価値の平等との調和を図った上で合区を抜本的に解消し、都道府県単位による選挙区選挙制度を実現するよう国に求める、最近の取組としては、令和元年7月に合区対象4県の知事が協力して合区解消を求める緊急共同声明を発出したほか、令和2年度は7月及び11月に、令和3年度においても7月に合区解消を求める国要望を行ったところである。</p>	<p>地域づくり推進部（市町村課（選挙管理委員会事務局））</p>

			また、全国知事会としても積極的に衆・参議院議長、各党代表者等に対し、合区解消の要請活動を行っている。	
20	<p>教育の機会均等の保障、教育環境施策の拡充について</p> <p>(1) 「GIGAスクール構想」の実現にあたっては、すべての高校生も対象とした上で子ども1人1台の端末等を早期に配備されたい。端末の保守・更新やアクセスの保障、GIGAスクールサポーター・ICT支援員などの人的配置について、継続的に整備をはかるとともに家庭におけるネットワークについての持続的な支援を行われ、地域間格差が生じないようにされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町村立学校では、昨年度末までに概ね1人1台の端末の環境が整い、今年度から本格的にGIGAスクール構想がスタートした。 県立高校においては、令和4年度には、1人1台端末環境で学んだ子どもたちが高校に進学してくることを踏まえ、全県立高校における令和4年度入学生へのBYAD(※)での1人1台端末の体制整備に向けて、県立高校3校で今年度入学生からBYADを先行実施しており、特別支援学校では概ね一人一台のタブレット端末を整備している。 県立学校の低所得世帯の児童・生徒に対する貸出用端末の整備を進めるとともに、Wi-Fi環境のない家庭に対して、国庫補助事業を活用してモバイルルーターの貸出を行っている。 小学校から高校までICTを活用した学びが円滑に継続できるよう教員研修等を行っている。 機器整備の充実やICT支援員の人的配置等についても市町村と連携を図りながら進めている。 <p>※BYAD:学校が推奨した機種を個人で購入し、学校内に持ち込み活用すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校における1人1台端末のICTを活用した教育の実施については、令和2年度より導入に向けた準備を開始し、令和3年度はモデル校にて先行実施を行い計画的に進めているところである。 BYADを基本としつつ、低所得世帯の生徒に対しては、希望により端末を卒業まで貸与する計画。なお、低所得世帯とは、高校生等奨学給付金受給世帯を対象としており、その際、収入が減少した場合も対応する予定。 低所得者世帯を対象とした貸与する端末やBYADの端末は、数機種から選択できる方式とし、機種が混在することで貸与する端末が特定されにくくする。 ICT支援員については、国が4校に1人という配置の基準を示しているため、それに従う形で整備を行う予定。 なお、GIGAスクール構想で整備したネットワークのランニングコストや端末の更新経費、ICT支援員の人的配置等にかかる自治体への財政支援については、国に要望している。 	教育委員会 (教育センター)
	<p>(2) 少子化への対応を学校の統廃合で行われるのではなく、全学校種で学級定員をへらし小規模校、郡部校の存続をはかられたい。</p>	<p>(市町村立学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村立学校の統廃合については、各市町村において児童生徒数の推移やそれぞれの地域の事情も踏まえた上で検討が進められ、平成の大合併以降、平成18年度には小学校152校、中学校61校であったが、現在は小学校117校、中学校52校、義務教育学校4校となっている。 	<p>(市町村立学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村立学校の統廃合の検討に当たっては、各市町村において、子どもたちの学びの保障を第一に保護者・地域住民等の意向を踏まえて慎重に検討いただきたいと考えており、県としても必要に応じて情報提供やアドバイスを行っていく。ま 	教育委員会 (小中学校課、高等学校課)

	<p>(高等学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の高等学校の在り方方針では、生徒数の減少に対して原則として学級減で対応することとしているが、1学年2学級の小規模校については、2年間連続して募集定員に対し、半数以上の入学者が確保できない場合は、特色ある取組の推進状況や通学等に係る地理的・経済的な家庭の負担等を踏まえ、分校化や再編、全国からの生徒募集など新たな特色の設定等を選択肢とし、3年程度を目途に当該学校の在り方を検討することとしている。 ・ 一方で特に中山間地等の小規模校においては、学校、県教委、地元自治体、地域住民等が協力しながら県内外からの生徒の確保につながるような魅力化事業に取り組んでおり、徐々に県外からの入学者数の増加等の成果もみられつつある。 	<p>た、小規模な学校に対しては、市町村からの相談に丁寧に対応していく。</p> <p>(高等学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校の教職員定数は、義務標準法とは異なり、生徒数ではなく、収容定員によって算定されることから、定員の引下げについては慎重に検討する必要がある。なお、特に中山間地等の小規模校においては、高校が地域活性化の拠点ともなっていることから、引き続き高校と地域が一丸となって魅力化事業に取り組み、県外の出身中学生も含めた生徒数の確保を図っていく。 	
<p>(3) 教育と福祉の狭間にあつて、これまでの制度では対応できなかった家庭における「ヤングケアラー」の存在を把握し、包括的な支援制度を設けられたい。</p>	<p>県では、ヤングケアラー当事者や保護者の悩みに寄り添い、それらの方々に必要な支援につなげるために令和3年4月1日に相談窓口を設置するとともに、県政だよりや県政テレビ等で紹介した。</p> <p>また、県のヤングケアラー対策を検討するため、学識経験者、医療・福祉・教育機関等による対策会議を設置し、第1回目の会議を7月2日に開催した。</p> <p>さらに、県内のヤングケアラーの実態を把握するため、本県の青少年育成意識調査を活用して7月に実態調査を実施した(結果は、11月頃判明予定)。</p> <p>子ども自身や周囲の方をはじめ社会全体がヤングケアラーについて知り、ヤングケアラーであることの気づきの感度を上げることが必要と考えている。</p> <p>また、学校は、子どもが長時間を過ごす場所であり、ヤングケアラーを発見しやすい立場と考えている。教職員がヤングケアラーの特性を踏まえて子どもや保護者と接することで、ヤングケアラーの早期発見・把握につながるた</p>	<p>ヤングケアラーに関する理解促進と相談窓口を周知するため、啓発用リーフレットとポスターを県内の全ての中学校・高等学校・特別支援学校・義務教育学校、市町村、図書館等に9月末までに配布するとともに、テレビCMやインターネット媒体を用いて啓発を行う。</p> <p>また、教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等がヤングケアラーの存在に早く気づき、支援に繋げられるようにするため、ヤングケアラーの「実情と対策を学ぶ」ための研修動画を配信するよう準備を進めている。</p> <p>ヤングケアラーの支援は、相談窓口だけで完結するものは少ないが、実際、学校を通して生徒の相談があり、関係機関への相談により生徒の負担軽減につながった事例も</p>	<p>子育て・人材局(家庭支援課)</p>

	<p>め、教育委員会と連携して取組を進める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が実施した全国調査によると、「世話をしている家族がいる」と回答した子どもは、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%という実態が明らかになった。 ・ヤングケアラーの実態を把握するため、小・中・高校生（各400名）及び青年層（1,700名）を対象に本県の青少年育成意識調査を活用して実施し、11月頃速報値が出る予定である。 ・ヤングケアラーに関する教職員の理解促進や児童生徒への周知が十分ではない。 ・ヤングケアラー対策会議において、医療、福祉、教育が連携して具体的な支援策について検討している。 	<p>報告されるなど、今後も相談窓口が中心となって、関係機関と連携して支援を行うとともに、対策会議の意見等を参考にすることで必要な取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの存在を把握するためには、学校における教職員のヤングケアラーに関する理解促進が必要であるため、8月5日に研修動画を学校教育支援サイトに掲載し、校長会等を通して校内研修での活用を促した。 ・生徒へヤングケアラーについて周知を図るため、県子育て・人財局がリーフレットを作成し、9月末までに各学校に配布する。 ・把握した要支援者を支援につなげるため相談窓口の周知を進めるとともに、今後、ヤングケアラー対策会議においてより具体的な支援策について検討する。 ・ヤングケアラーの実態を把握するため、定時制・通信制を含めた全県立高等学校の全生徒を対象にしたアンケートの実施や校内相談体制の中での聞き取りなど具体的な取組について検討する。 	<p>教育委員会 (いじめ・不登校総合対策センター)</p>
<p>(4) 子どもたちを中心とした家庭や地域の防災・減災に関わる知識・意識の向上をはかるため、社会全体の防災・減災力を向上させる防災・減災教育の構築をはからりたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会では、各学校で実施される災害時に児童生徒が自らの判断で危険を回避できる力等を育成するための防災教育に、学校防災アドバイザー等防災に関する専門家を派遣している。 ・地域全体での学校安全推進体制の構築を図る「学校安全総合支援事業」(国委託事業)を活用し、希望する市町村に地域の防災力を向上する取組を実施してもらい、そこで得られた成果の県内への普及に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き学校に防災に関する専門家を派遣するとともに、より多くの学校から派遣依頼が来るよう周知に努める。 ・地域全体の防災力を高めるため、国事業を活用する市町村や、他地域の良い事例を取り入れる市町村がさらに増えるよう働きかけを行う。 	<p>教育委員会 (体育保健課)</p>
	<p>【地域における子どもに対する防災教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年に日本防災士会鳥取県支部と「防災に係る相互協力に関する協定」を締結し、本協定に基づき、平成 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、防災関係機関等と連携して、子どもや地域等に向けた防災教育を推進するとともに、養成した防災士をはじめ 	<p>危機管理局 (消防防災課)</p>

	<p>27年度より、子どもや子育て世帯を対象とした地域の防災学習を支援するイベント（伊！かえりゃん!）を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 次代を担う子ども達に対する防災教育と、様々な世代の防災への関心を高め防災活動への積極的な参画を促すため、少年消防クラブの育成（新規結成、活動支援）を行っている。 <p>【県内各地域における地域防災力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部地震の教訓を踏まえ、地域防災力の強化に向けて、平時には自助・共助の考え方や取組を広げるとともに、災害時には共助の取組の指導や助言を行う「防災士」をはじめとする地域防災リーダーの養成が進んでいる。（県内の防災士登録者数：H28年度：454名 → R2年度：1,283名） 地域における自主的な防災活動は、東日本大震災においても重要性が改めて認識され、本県においても自主防災組織率が平成23年の67.7%から令和2年に92.3%まで向上し初めて90%台を超えるなど組織化が進んでいる。 	<p>とする地域防災リーダーの活動を促進することにより、より一層の地域防災力の強化を図って行く。</p>	
<p>(5) 「学校の働き方改革をふまえた部活動改革」を着実にすすめるため、総合型地域クラブの創設に対する支援体制の充実をはかられたい。</p>	<p>総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援するため、公益財団法人鳥取県スポーツ協会への委託によりクラブアドバイザーを1名配置してクラブの創設から自立・活動までを一体的にアドバイスするとともに、クラブマネージャー資格取得講習会等の開催を通じてクラブの創設や運営改善に必要な人材育成を行っているところ。</p> <p>なお、①総合型地域スポーツクラブの創設、②創設後のスポーツ活動、③クラブマネージャーの設置に要する経費は、いずれもスポーツ振興くじ助成金（独立行政法人日本スポーツ振興センター）の対象とされているところ。</p> <p>[総合型地域スポーツクラブ活動助成]</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助率：9/10 助成限度額 ※②、③は同時に交付申請可 <ul style="list-style-type: none"> ①1,080千円/年（最長2年間） ②2,160千円/年（最長5年間） 	<p>引き続き、公益財団法人鳥取県スポーツ協会と連携し、総合型地域スポーツクラブの創設・育成に向けた取り組みを進めていく。</p>	<p>地域づくり推進部（スポーツ課、文化政策課）</p>

		③1,944千円/年(最長8年間)		
	(6) ワーク・ライフ・バランスやディセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)、両立支援の意義や必要性を教育委員会や管理職が十分理解され、職場風土の形成や環境整備をはかられたい。	<ul style="list-style-type: none"> 仕事と家庭の両立支援のため、子育てや介護に関する各種支援制度の充実と周知を図っている。また、管理職が主体となり、職場全体での取得目標設定や計画表作成による休暇の取得、特例勤務等の促進に取り組んでいる。加えて、次世代育成支援対策推進法に基づき作成した「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン」はワーク・ライフ・バランスの推進とも密接に連携したものであり、令和2年度からの新プランにおいては、特に男性職員の育児休業取得率の向上を目指している。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理職を含め教職員に対し、両立支援に関する意識啓発を高めていく。また、各所属における衛生委員会等の場を活用して、働きやすい職場づくりに努め、好事例の横展開を図っていく。男性職員の育児休業に関しても、取得例や体験談等を提示するなどして、取得促進を図っていく。 	教育委員会 (教育総務課)
	(7) 教職員が、子どもたちに対して効果的な教育活動を持続的に行えるよう、実効性ある業務削減策や長時間労働是正策を策定、実行されたい。	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の多忙解消・負担軽減の取組推進には従前から取り組んでおり、平成30年3月に「学校業務カイゼンプラン」を策定し、計画期間の3年間(H30.4~R3.3)、学校における働き方改革に取り組み、全ての校種で時間外業務時間の削減、月80時間以上の長時間勤務者が半減するなどの一定の成果が得られたところ。 一方、令和2年1月に文部科学省が時間外業務時間を月45時間以内、年間360時間以内とする指針を告示し、服務監督権者である各教育委員会において、それを踏まえた上限時間を定める規則や方針を策定したもののその達成には至っておらず、より一層の働き方改革の推進が必要な状況であると認識している。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの成果と課題を踏まえ、県教委では今年度から「新学校業務カイゼンプラン」を策定し、時間外業務が月45時間、年間360時間を超える長時間勤務者の解消を目標にし、各種取組を進めていくこととしている。特に、重点取組事項として「ICT等の活用による業務の削減、効率化推進」「学校及び教員が担う業務の明確化」「部活動の地域移行の検討」の取組を強化して進めていく。 また、これらの取組をより実効性のあるものとするべく「学校業務カイゼン活動推進検討会」において各市町村教育委員会、各学校種校長会らと緊密に連携を図っていく。 	教育委員会 (教育人材開発課)
21	私立高等学校の振興と教育環境の整備、生徒・保護者の負担軽減等のための施策について (1) 学校経営の安定と教育環境の充実をはかるため、引き続き私学助成の維持・拡充をはかっていたきたい。 (2) 保護者負担を軽減するため、授業料等の減免措置や給付型奨学金について拡充をはかっていたきたい。	私立中学校、高等学校への経常費補助に関しては、本県は生徒1人当たり単価で全国一の補助金額を助成している。 私立高等学校等就学支援金は、平成26年度の国の制度改正により制度が拡充され保護者の負担が軽減された。また、平成22年度より本県独自の私立中学校就学支援	私学助成については、各私立学校の意見を聞きながら、必要に応じて充実を図っていく。 今後も、各私立学校の意見を聞きながら、家庭の状況にかかわらず、すべての中学生、高校生等が安心して勉学に打ち込める環境	子育て・人財局(総合教育推進課) 子育て・人財局(総合教育推進

		<p>金制度を実施しており、平成29年度には私立高等学校と同額の支援となるよう制度を拡充した。</p> <p>加えて、私立中学校への生徒授業料減免補助金においても、平成29年度より私立高等学校と同様に施設設備費も助成の対象に加えた。</p> <p>令和2年度から、国において実施された私立高等学校授業料実質無償化(就学支援金の上限額引き上げ)を踏まえ、本県では新たな県独自の支援金制度(総合支援金)を新設し、生活保護世帯については保護者負担額をゼロとした。</p> <p>また、これに併せて、中学校就学支援金についても上限額を引き上げ、拡充を行った。</p> <p>さらに、私立中高生徒の授業料減免補助金において、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変し、授業料の支弁が困難となった者についても補助対象とした。家計急変に係る授業料減免の対象条件については、令和4年度に私立中学校、令和5年度に私立高等学校の国事業の見直しが検討されているため、国事業の見直し内容を踏まえて見直し等の検討を行う予定である。</p>	<p>を作るため、生徒保護者の教育費負担の軽減について必要な支援を行っていく。</p>	<p>課)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 高等学校の授業料以外の経費の負担軽減のため、「高校生等奨学給付金」を給付している。 <p>【対象者】生活保護受給世帯 非課税世帯(市町村民税・県民税所得割) ※新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変した非課税相当と見込まれる世帯も対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に引き続き令和3年度においても高校生等奨学給付金に関する給付額(第1子分)を引き上げたほか、家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当分を増額するなどの拡充を行ったところであり、今後も必要に応じて充実を図っていきたい。 	<p>教育委員会 (人権教育課)</p>
<p>(3) 校舎内施設の増改築や補修がすすめられるよう、助成を拡充されたい。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 県内私立高等学校について、平成30年度末で文部科学省の耐震改修調査基準100%を達成した。また、校舎が町からの借り受けで調査報告対象外の湯梨浜学園においても、令和元年度に耐震補強工事を完了した。 平成30年度に、私立学校等の教育環境の整備を促進するため、鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の失効期限(H31.3.31)を廃止した。また、国に対し、平成31年度以降も国庫補助を延長するとともに十分な予算を確保し、補助率を引き上げ実情に沿った補 	<p>引き続き、県内私立高等学校の教育環境の向上等を図るため、必要な助成を行っていく。</p>	<p>子育て・人財局(総合教育推進課)</p>

	<p>助単価とするなど耐震化補助事業の充実・改善を図るよう要望を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に、平成30年6月の大阪北部地震による学校のブロック塀の倒壊事故を受け、安全対策が必要な高等学校及び専修学校に対しブロック塀の改修等にかかる費用の一部を助成する制度を国に準じて創設した。(H30年度限り。補助率1/3。鳥取敬愛高校、倉吉北高校、鳥取看護高等専修学校及びあすなる高等専修学校が事業活用。) 令和元年度以降も、学校が行う大規模修繕事業に対して支援している。 		
<p>(4) ICT教育の導入、推進に伴い、必要となるICT機器の整備等に係わる助成制度の拡充をはかられたい。 併せて、環境整備や校内研修、授業支援・校務支援等を行う校外支援員を確保し配置されたい。</p>	<p>アクティブ・ラーニングを実践するために必要なタブレットやプロジェクター等のICT機器整備に対する補助(補助率3/4)を行っている。</p> <p>本年度より、授業目的公衆送信補償金制度(※)を活用して学校設置者が負担した補償金に係る経費の補助(補助率2/3)を創設した。</p> <p>※教員が他人の著作物を用いて作成した教材を生徒の端末に送信する等、ICTの活用により授業の過程で利用するために必要な公衆送信について、文化庁が指定する団体に補償金を支払うことにより、個別に著作権者の許諾を得ることなく利用することができる。</p> <p>県内私立高校においては、新型コロナウイルス感染症対策として国が令和2年6月に創設した学校保健特別対策事業費補助金を活用し、オンライン授業の実施に必要な機器(生徒への貸与分を含む)を整備した。(補助率10/10)</p> <p>令和2年6月、国の私立学校情報機器整備費補助金の補助対象に、家庭学習のための通信環境の整備費、学校からの遠隔学習に対応した設備の整備費及び、GIGAスクールサポーターの配置に要する経費が追加された。(補助率1/2)(活用校なし)</p> <p>心豊かな学校づくり推進事業において、ICT支援員等</p>	<p>引き続き、国の補助事業の活用を促すとともに、県として必要な支援を行っていく。</p>	<p>子育て・人材局(総合教育推進課)</p>

		<p>外部人材を活用した取組に対する補助（補助率3/4）を行っている。昨年度は、心豊かな学校づくり推進事業の「多彩な人材の活用等による教育の推進」（外部人材の活用以外の取組も含む）のメニューの中で対象としていたが、今年度は、「外部人材活用等の推進」として個別のメニューを立てて補助の対象とする予定である（当該補助金は、国の補助事業を活用しているため、国のメニューの組替えに伴い、変更を行う）。なお、昨年度は、ICT支援員の活用について、当該補助金を活用した私立高等学校はなかった。</p>		
	<p>（５）就学支援金制度にかかわる事務負担の軽減について、引き続き充実をはかられたい。</p>	<p>私立高校における就学支援金の支給事務については、事務費交付金を活用して、当該事務に従事する職員の賃金や手当を支援することにより、負担の軽減が図られている。</p> <p>また、令和2年度から当該事務に係る国が整備した事務処理システムによるマイナンバーを利用した事務を開始し、それまで紙媒体により各校で行っていた事務の負担軽減が図られている。</p>	<p>令和4年度から、保護者等からの申請をオンライン化し添付書類を削減することにより、さらなる負担軽減を図る。</p> <p>引き続き、各私立学校の意見を聞きながら、事務の点検・見直しを図っていく。</p>	<p>子育て・人材局（総合教育推進課）</p>
22	<p>社会インフラとしての公共交通の維持・存続に向けた支援について</p> <p>昨年から続く「新型コロナウイルス感染症」の影響により、県内の交通事業者は大きな打撃を受けており、「人」の流動が抑制され続けていることや、新たな生活様式の定着に伴うマイカー志向の高まりによる公共交通離れが顕著であり、交通事業者の自助努力のみでは事業の継続が困難な状況になっている。</p> <p>一方で、鳥取県においては、交通政策として「東部」「中部」「西部」の各エリアにおいて「地域公共交通計画」が策定され、それぞれの地域で、生活交通の維持・確保に向けた施策が進められているが、このままコロナ禍の影響が続けば、地域の移動を担う交通事業者の存続自体</p>	<p>県では、従来から生活バス路線の維持確保するため、バス事業者が運行する広域路線への運行経費補助を行うとともに、市町村内の生活交通路線や交通空白地有償運送に対する支援を行っている。</p> <p>これに加え、令和2年度から地域の実情に応じて、バス・タクシー・共助交通の自由な組み合わせを可能とする支援制度を導入し、県内の市町村でも、新たな交通体系構築に取り組む事例が出てきている。</p> <p>また、国に対して地域の実情に応じた交通体系に対する支援を充実するよう令和3年7月に要望を行っている。</p> <p>さらに抜本的な交通改革と利用促進を進め、ひいては公共交通の維持・存続に向け、バスを中心とした交通情報のデジタル化をはじめとする基盤整備を進め、キャッシュレスの実証試験を実施したり、Ma a Sと呼ばれる交通と商業の連携によるメリット向上による利用促進などに精力的に取り組み始めた。</p>	<p>今後も、こうした県支援を継続するとともに、引き続き国に対しても働きかけていく。</p> <p>また、利用促進については、県東部で実施した「ノルデ運動」と同様の事業が、米子市が6月補正で実施される予定となっており、これに加えて、県庁で実施しているバス・鉄道乗ってまもり隊活動を、他の自治体へも横展開する。また、換気実証性能動画に加えて、公共交通のメリットを訴求する動画を制作するなど、今後も引き続き全県的な取組となるよう市町村と連携していきたい。</p>	<p>地域づくり推進部（地域交通政策課）</p>

	<p>が危ぶまれる状況であり、将来の少子高齢化や人口減少を見据えた交通政策そのものにも重大な影響を及ぼしかねない。</p> <p>については、「交通政策基本法」「地域公共交通活性化再生法」の趣旨に則り、持続可能な地域交通の確立を視野に、県内交通事業者に対する支援を継続・拡充すると共に、公共交通の利活用促進策にも継続して取り組まれない。</p>	<p><地域公共交通の維持確保に向けた県支援策></p> <p>生活バス路線の運行維持を図るため、バス事業者等が運行する広域路線に対して運行費等の補助を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域バス交通等体系整備支援事業 R3 予算 325,598 千円 <p>また、地域の実情に応じて、バス・タクシー・共助交通を組み合わせ可能な市町村に対する支援制度により、市町村内の生活交通路線や交通空白地有償運送に加え、タクシー助成への支援など市町村の新たな交通体系の確保に対する支援を行っている。(令和2年度から実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交通体系鳥取モデル構築事業 R3 予算 260,618 千円 <p><公共交通の利用促進策></p> <p>鳥取県東部圏域では商業施設と連携してカードを提示するとバス料金の割引や協賛店舗でのサービスが受けられる「ノルデ運動」を実施しており、令和2年度は圏域全体で約1500人が参加した。</p> <p>また、県職員を対象とした通勤・出張・公務外での公共交通利用を促進する鳥取県庁「バス・鉄道乗ってまもり隊」活動を令和2年7月から開始し、639人(県職員全体の約2割)が参加した。</p>		
23	<p>キャッシュレス決済の拡大・導入について</p> <p>現在、鳥取県内では一部JR鉄道線においてICカードが導入・運用されているが、県東部・中部地域においては導入に至っていない。将来的な交通政策のイメージでは「革新的統合移動サービス」として「キャッシュレス決済」を含めた総合交通戦略を描いているが、今後のICカード等の拡大・導入の考え方を明らかにされたい。</p>	<p><JR西日本の動き></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28.12月 JR西日本が山陰本線(松江・米子地区)及び伯備線の主要駅(出雲市～伯耆大山駅間、根雨駅、生山駅、新見駅)にICOCA導入 ・H31.4月 JR境線にICOCA(車載型IC改札機)を導入(導入経費約8億円) <p>今後については、現時点で、県内エリアでの具体的な動きはない。</p> <p><その他のキャッシュレス決済の導入状況></p> <p>タクシー業界一部事業者でQRコード決済を導入されている。また、バスにおいては、鳥取市の「くる梨」や「ルー</p>	<p>キャッシュレス決済は、交通系ICの他、流通系IC、QRコード決済など複数の仕組みがあり、とりわけ交通系ICカードについては導入経費や導入後の維持経費が多くかかるなどの特徴もあることから、現時点での導入は難しい状況である。ただし、魅力あるまちづくりの観点からも公共交通機関のキャッシュレス化は必要であると認識しており、県では、今年度、市町村や交通事業者と県内の圏域ごとに地域の実情に応じて、キャッシュレス化の導入に向けた実証試験等の実施を検討している。また、</p>	<p>地域づくり推進部(地域交通政策課)</p>

		<p>「麒麟獅子」で流通系の各種キャッシュレスに対応されている。一部のバス事業者からは、高齢ドライバーのオペレーションに不安があるとの声がある。</p>	<p>JRに対してもまちづくりと一体となった地域が進めるキャッシュレス決済システム導入に向けた検討への参画についても働きかけている。</p>	
24	<p>鉄道ネットワークの維持・活性化に向けた取り組みについて</p> <p>少子高齢化に伴う地方鉄道の利用者減に加えて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により鉄道事業者は極めて厳しい経営環境に置かれている。鉄道ネットワークの維持は、県内の経済・県民生活にとって必要不可欠であり、地方鉄道路線の維持・活性化に向け、利用促進策及び支援策を強化するとともに、鉄道路線維持に向け対策を講じられたい。</p> <p>また、鉄道事業法により国への「届出」だけで路線を廃止できるという現行の法制度の見直しを、引き続き強く国に要望されたい。</p>	<p>県では、沿線市町村や鉄道事業者などと鉄道の利用促進に向けた話し合いを行っており、鉄道利用者への支援策を講じてきているとともに、令和2年度から、公共交通機関を利用して通学する学生の支援も行ってきた。</p> <p>これに加えて、令和2年度から開始した県庁職員を対象とした鳥取県庁「バス鉄道乗ってまもり隊」活動を他の県内自治体での横展開に向けた働きかけを行っている。</p> <p>また、鉄道事業法の路線廃止の手続き見直しについては、令和2年度に中国地方知事会で要望を行っており、今年度は中国地方知事会に加えて、8月に他県等と連携して、国土交通省に対して要望を行っている。</p> <p><県内を運行する各鉄道事業者のコロナの影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三セクター鉄道(輸送人員：R2対前年比) 普通列車 △30%、特急列車 60% ・JR西日本(輸送人員：R2対前年比) △40% 2021年3月期(R2)決算：△2,332億円 <p><JR西日本の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年秋(10月)及び令和4年春(3月)にダイヤの見直しを実施する予定であり、令和3年10月から、鳥取県内の鉄道において、12本の減便を含むダイヤ改正を7月28日に公表された。 ・令和3年7月13日に関西広域連合からJR西日本長谷川社長に要望を行うとともに、同年8月3日に、鳥取県、県市長会、県町村会の3団体からJR西日本米子支社に要望を行った。(減便等は一時的なものとしてもらい、コロナ後に早期に復活してもらいたい、そのために、地元としても観光振興や利用促進を協力してやっていく考え) 	<p>引き続き、学生への支援や「バス鉄道乗ってまもり隊」活動の横展開に向けた働きかけを行っていく。</p> <p>また、鉄道事業法の路線廃止の手続き見直しについて今後も、引き続き国に対して要望を行っていく。</p>	<p>地域づくり推進部(地域交通政策課)</p>

		<p><国への要望></p> <p>令和3年8月2日、平井知事を含む中国地方5県知事が発起人（発起人代表は湯崎広島県知事）となって、23道県知事の連名で、JRを含めた鉄道事業者の経営基盤の安定化への支援や鉄道事業法における鉄道廃止等手続の見直しについて、国土交通大臣に提言した。</p>		
25	<p>地域公共交通の事業存続に係る諸課題について</p> <p>地域公共交通は新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受け、企業の努力には限界がある。地域の生活、交通維持対策の観点から、「貸切バス等利用促進緊急応援事業」「新型コロナウイルス対策路線バス事業者緊急応援事業」「路線バス運行継続緊急支援事業」「バス事業者への広報委託」等の支援事業を継続実施されたい。</p>	<p>公共交通事業者は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上に深刻な影響を受けている。</p> <p><バス事業者（令和2年度収入、対前年比）></p> <p>路線バス△20%、高速バス△80%、貸切バス△70～80%</p> <p><タクシー事業者（R2年度収入：対前年比）></p> <p>4～5月△70%、その後若干回復、1～3月△40%</p> <p>このような状況にある中で、県では事業者の経営状況等に応じて地域バス交通等体系整備支援事業や地域交通体系鳥取モデル構築事業など必要な支援を随時実施してきた。令和3年度においても、タクシーやバス（路線・貸切・高速）の車両への広告掲載による支援、貸切バスの利用促進のための貸切料金割引に係る支援及びバス・タクシー・鉄道等の感染拡大防止に係る資機材整備支援の他、新たに第三セクター鉄道に対する実証運行支援も行うこととしている。</p> <p>加えて、昨年に引き続きバス事業者の資金繰りの状況を勘案しながら、既存路線バスへの県補助金の概算払いを予定している。</p> <p>さらに、令和2年度には知事等から5月、7月、9月、11月と国土交通省に対して、公共交通事業者に対する赤字や減収の補てんなど強力な支援等を講じるよう要望を行っており、今年度も7月に引き続き要望を行っている。</p>	<p>今後も、交通事業者の意見を聞きながら、市町村と協力して必要に応じて支援策を検討していきたい。</p>	<p>地域づくり推進部（地域交通政策課）</p>
26	<p>いわゆる買い物難民等、交通弱者の救済に向けた取り組みについて</p> <p>（1）超少子高齢化と人口減少社会が急激に進む中で、誰もが「買い物」ができ、</p>	<p>買い物困難者の解消に向け、「中山間地域買物支援事業」及び「まちなか暮らし総合支援事業」により、空き店舗を改修した小売りや移動販売車両の導入及び初期の運営費等への支援を行っている。【令和2年度実績】計8事業者</p>	<p>買い物困難者の解消に向けて、移動販売を行う事業者等に対して、市町と連携しながら、引き続き支援を行っていく。</p> <p>これに加え、令和2年度から地域の実情</p>	<p>地域づくり推進部（中山間地域政策課）</p>

	<p>「医療・介護」「各種行政サービス」等を受けられるよう、地域の実情を踏まえて、移動手段の確立や移動販売等への支援を強化されたい。</p>	<p>また、高齢者等の移動支援を契機とした住民の共助による取組への支援を進めており、併せて、アドバイザー派遣やセミナーの開催等により、県内他地区への取組拡大及び担い手の育成を図っている。</p>	<p>に応じて、バス・タクシー・共助交通の自由な組み合わせを可能とする支援制度を導入し、市町村に対する支援を行っている。</p> <p>また、高齢者等の移動手段の確保をはじめとする地域課題の解決に向けて、市町などと連携しながら、東部・中部・西部・日野の中山間地域振興チーム等が総合相談窓口となるなど、中山間地域等における住民共助の取組を引き続ききめ細かく支援する。</p>	
	<p>(2) 働き方や生活様式が多様化する中で、休日営業も含め各種行政サービスの窓口を県庁および各市町村役場だけでなく、利便性が高く頻繁に人の往来が見込める施設（百貨店やスーパー等の大型商業施設内、駅舎内等）等への開設に取り組みされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、県立鳥取ハローワークについては鳥取駅舎内、パープルタウン内、イオン米子駅前店等に、消費生活センターは倉吉交流プラザ内、米子コンベンションセンター内に開設し、さらには土曜日にも開所することで利用者が来所しやすい環境を整えている。 ・県が取り扱う許認可・届出・補助金等の行政手続きについては、法令等の定めによりできないもの、対面確認が必須なもの、技術面で提供できないものを除き、原則「とっとり電子申請サービス」により令和4年度末までにオンライン提供が行えるよう取組を進めているところである。 	<p>今後も県民ニーズを踏まえながら開所施設や営業日等の設定を検討していくとともに、「とっとり電子申請サービス」の拡充により行政手続きの利便性向上を図っていく。</p>	<p>商工労働部 （県立ハローワーク） 生活環境部 （消費生活センター） 総務部（情報政策課）</p>
27	<p>医療機関への負担増対策について</p> <p>全国的に、新型コロナウイルス感染症が長期化し、国、各都道府県の感染症対応が求められるなかで、医療・保健職場の安心・安全に働ける職場環境の整備が急務である。</p> <p>地域により医療機関への負担増が想定されることから、医療崩壊を防ぐ医療従事者や保健師などの職員の負担軽減、勤務シフト・労働時間の把握、メンタル対策、差別、偏見の防止に取り組まれたい。</p>	<p><医療機関への負担増対策></p> <p>新型コロナウイルス感染症については、変異株により今までにない早さでの感染拡大や重症化が進んでおり、医療機関や都道府県は、積極的疫学調査や病床の確保などその対応に取り組んでいる。</p> <p>また、医療機関においては、通常診療を行いながら感染症やワクチン接種業務への対応を行っていることから、医療従事者等への負担が生じている。</p> <p><鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の制定></p> <p>差別・偏見の防止については、「鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条</p>	<p><医療機関への負担増対策></p> <p>医療従事者の業務負担軽減、労働時間短縮に向けた取組を進めるため、引き続き、県医療勤務環境改善支援センターの専門家による勤務環境の改善に関する支援、医療クレーク等の雇用やICT等の導入などに取り組む医療機関への支援を行う。また、看護師不足への対応として、看護師の再就職を支援するナースバンク（県看護協会に委託実施）の活用を促していく。</p>	<p>福祉保健部 （医療政策課）</p>

	<p>例」で新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷、不当な差別的言動等の禁止について規定している。</p>		
	<p><人権尊重の社会づくり条例の改正> 平成8年に全国に先駆けて制定した「人権尊重の社会づくり条例」を新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をはじめとした人権課題に対応するため、「インターネット上を含むあらゆる差別行為を禁止する」規定を盛り込む条例改正を行った。(令和3年4月)</p> <p><差別禁止の呼びかけ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県政だよりによる周知や、市町村・商工団体・医師会等を通じたチラシによる呼びかけ ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議での「人権配慮に係る県民メッセージ」の発出 ・人権啓発ラジオスポット (FM 山陰) によるワクチン未接種者への差別禁止メッセージ発信 (R3.7月～11月、週3回(月金土) 1回/日 20秒程度) ・県職員によるシトラスリボンプロジェクトの実施 <p><実態把握及び分析等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットサーベイランスの実施 誹謗中傷等の画像や文書を保存し、被害者の訴訟時の証拠として、本人の求めに応じて提供する。 →県での保存件数は68件(8月31日現在) ・インターネットモニタリングの実施 インターネット掲示板等での誹謗中傷等の書き込みに対し、削除要請を行う。 →新型コロナ関連の削除要請は76件、うち削除済みは21件(削除率27.6%) <p><相談支援体制の充実> ○人権相談窓口の設置</p>	<p><医療機関への差別・偏見防止対策> 今後も、条例改正を踏まえて、差別禁止を呼び掛けていくとともに、ネットサーベイランスによる人権差別の発生抑止や被害者に寄り添った相談支援に引き続き取り組んでいく。</p>	<p>総務部(人権・同和対策課)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ関連の相談は28件（8月31日現在） ・「共同行動宣言」（令和2年9月10日）に伴って弁護士会、県警及び法務局と連携し、誹謗中傷等被害者に寄りそった支援を行う体制を構築。 ・誹謗中傷等に係る相談事例が発生した際には、各地区人権相談窓口をワンストップ窓口として、速やかに弁護士や各機関担当が連携して対応を図る。 <p>○人権法律相談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士による無料相談会を県内各地区にて年間計6回開催（各地区2回）。 		
28	<p>公立・公的病院の地域医療の確保対策について</p> <p>2019年9月に厚生労働省は、全国の公立・公的病院のうち「再編統合の議論が必要」と位置付けた424の医療機関をリストアップし、鳥取県では、4病院が「再編議論が必要」として公表された。</p> <p>本年5月には「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する法律」の改正医療法で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大で様々な問題に備えるため、2024年度から第8次医療計画に新興・再興感染症の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項が追加され、地域での病床数や病床機能についての議論が必要である。</p> <p>公立・公的病院は、地域医療の確保のために、過疎地などにおける医療や、感染症、救急、災害などの不採算医療の提供など、重要な役割を担っており、今後も医療需要の増大が見込まれるなかで、鳥取県地域医療構想を見直されたい。</p>	<p>2025年の医療需要に対応するために必要な医療提供体制の確保を目的に、平成28年12月に「鳥取県地域医療構想」を策定している。</p> <p>地域医療構想の実現に向け、各圏域の地域医療構想調整会議や医療審議会等の議論を踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、「病床の機能の分化及び連携の推進」、「在宅医療・介護の推進」、「医療従事者等の養成・確保」に取り組んでおり、各医療機関における病床機能の見直し等が徐々に進んでいるところ。</p> <p>厚生労働省は、令和元年9月に再編統合等の再検証が必要な424病院を公表し、令和2年3月（再編統合を伴う場合は令和2年秋頃）までに結論を出すよう等道府県に求めていたが、令和2年8月31日に、再検証の期限を延期する通知を発出し、感染症への対応の視点を含め、地域医療構想の進め方等について再整理することとしている。現時点において、県は新型コロナウイルス感染症の対応を最優先していることから、地域医療構想に関する議論は中断している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応において、公立・公的病院の存在と役割の重要性が再認識されており、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している現状において、公立・公的医療機関等の見直しを性急に進めるべきではないことから、地域医療構想の実現に向けた議論や取組の推進に当たっては、拙速な期限設定を行うことなく、地方と</p>	<p>将来的な医療機能や病床数など必要な医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症への対応や地域の実状を踏まえながら、今後も引き続き、各圏域の地域医療構想調整会議等において、議論を進めていきたい。</p>	<p>福祉保健部 （医療政策課）</p>

		も丁寧に協議をしながら、慎重に検討を進めるとともに、地域の実情に即した柔軟な取扱いをするよう、国に対して強く要望しているところである。		
29	<p>認知症等に起因する事故等の個人賠償責任保険の支援制度を創設について</p> <p>認知症等に起因する事故等の損害賠償責任について、その家族に過剰な賠償責任を負わせないための支援策として、市町村が個人賠償責任保険契約を民間と契約し、賠償金を補償する支援制度として全国的に拡大している。(神戸市、鳥取県内では伯耆町で実施)</p> <p>事前登録による制度を創設し、誰ひとり取り残されない社会の実現をめざす実効性ある施策を創設されたい。</p>	<p>【国の方針】</p> <p>国では、「認知症施策推進大綱」により、認知症の人及びその監督義務者等を被保険者とする民間保険の普及について各保険会社の取組を後押しするとともに、自治体が加入者となる保険の事例収集・政策効果の分析がなされているところ。</p> <p>【認知症等に起因する事故等の個人賠償責任保険の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施している市区町村 (R2年度の厚生労働省調査) 実施済み：67 実施予定：83 実施予定なし：1,591 鳥取県内の実施自治体は、伯耆町のみ 	<p>個人賠償責任保険については、導入状況や調査研究等について引き続き市町村へ情報提供していくとともに、損害賠償責任に係る国の今後の動向を注視していく。</p> <p>あわせて鳥取県では、県と市町村等が連携して、すべての市町村において、認知症高齢者の見守り事業を実施しているところ。今後も引き続き認知症サポーター養成や地域での見守りの仕組み作りを強化するなど、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進していく。</p>	福祉保健部 (長寿社会課)
30	<p>農業者に対する直接支払い制度設置の要請について</p> <p>農地の多面的機能を発揮するためには、中山間農地の保全が必要となる。現在国が示す農業政策は、経営規模拡大による競争力強化を目指すことに重点を置いており、作業効率や収量の低下につながることから中山間農地は農地集積が難しく、離農や耕作放棄が進む要因のひとつとなっている。</p> <p>については、中山間地域や家族農業の振興をはかるためにも戸別所得保障制度など、直接支払制度の導入(復活)を国に対して要請されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農業者に対し、販売価格が生産コストを恒常的に下回る作物(米、麦、大豆等)を対象として差額を直接支払う制度は、民主党政権時代の平成22年度に「戸別所得補償制度(15,000円/10a)」として開始。政権交代後、平成26年度には経営所得安定対策に切り替わり、米の直接支払交付金として、単価半減(7,500円/10a)後、平成30年度には当交付金も廃止された。 現行の経営所得安定対策は、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金(ゲタ対策)、農業経営のセーフティネット対策(ナラシ対策)ともに担い手農家を対象としているが、水田活用の直接支払交付金や産地交付金については、販売目的で飼料用米、大豆、麦等を生産する農家を幅広く対象としており、地域の条件に合った品目の作付推進にもつながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 水田農業の経営安定化を図るためには、水田のフル活用推進が重要であることから、水田活用の直接支払交付金をはじめとする経営所得安定対策の十分な予算確保について、本年7月、国に要望した。 水田のフル活用を推進する上で、より収益性の高い品目への作付転換は重要な方向性であり、大豆、麦、飼料用米等に加えて、白ねぎ、ブロッコリー等の高収益品目の作付も推進していく。 また、食のみやこ鳥取県推進サポーター、星空舞が食べられるお店、調理師会等の地産地消推進に取り組む団体やJA、市町村等と協力して、県内外での販路拡大や学校給食などでの消費拡大についても、作付転換と両輪で推進していく。 	農林水産部 (生産振興課)
31	<p>自然災害に対する支援体制の確立について</p> <p>台風や集中豪雨などの自然災害は、国内で毎年のように発生しているとともに</p>	<ul style="list-style-type: none"> 近年、平成28年度の中部地震及び豪雪、平成30年度の7月豪雨及び台風24号に加えて、本年も7月豪雨により県内農業に甚大な被害をもたらす自然災害が発生し 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、ハウスの防風防雪対策など自然災害への対策を強靱化していくとともに、現場への注意喚起を徹底し、被害を 	農林水産部 (農林水産政策課)

	<p>に、災害や被害の規模も年々甚大となっている。農業分野においても、このような自然災害による被害は同様の傾向となっており、所得の減少や復旧にかかる費用も大きく、自助努力では難しい場合も多くある。</p> <p>自然災害が発生するリスク分析を行うとともに、所得減少に対する補償や復旧にかかる支援について、国、県や市町村等の行政機関及びJAグループ等の関係団体が連携して行うことが出来る体制を整備されたい。</p>	<p>ている。</p> <p><農業関係被害額></p> <ul style="list-style-type: none"> ○H28.10 中部地震 14 億円 ○H29.1 豪雪 11 億円 ○H30.7 7月豪雨 15 億円 ○H30.10 台風24号 28 億円 ○R3.7 7月豪雨 44 億円(R3.7 末時点) <ul style="list-style-type: none"> ・県では、災害発生時に県地域防災計画に基づき、速やかに災害対策本部を設置し、被害状況の迅速な把握と関係機関との情報共有を行っている。 ・被災農家が離農することなどないよう、被害状況に基づき、迅速に補正予算の措置等を行い、復旧を加速化させ、支援している。 <p><補正予算で措置した主な復旧支援の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急的な病害防除対策経費の支援 ○大雨被害園芸施設等の復旧経費の支援 ○農道・水路等の農業用施設の復旧 ○林道、林業専用道の復旧 	<p>最小限に抑えていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、防災重点ため池では、豪雨や地震対策を順次実施するとともに、住民避難対策としてハザードマップを活用した避難訓練の実施について推進する。 ・その上で、被害状況の把握と併せてため池点検を実施するとともに、甚大な被害が発生した際には、市町村や農業団体と協力して、迅速に復旧支援を行っていく。 	
3 2	<p>家畜伝染病の侵入防止強化と生産者への支援対策の拡充について</p> <p>現在、家畜伝染病については、豚熱や鳥インフルエンザの発生が報告されている。特に豚熱は隣県で感染した野生動物が発見され、県内でも4月よりワクチン接種が開始されている。これら家畜伝染病の侵入防止対策の強化をはかるとともに、県内農場の定期的モニタリング調査や防疫に関する啓蒙指導の実施を行うなど、農家・関係機関・県の3者が役割を的確に実施されたい。</p> <p>また、防疫対策補助として、防鳥ネットや侵入防止柵の設置に対する助成に加え、豚熱ワクチンの接種費用に対する助成を進められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本県では、令和3年4月から県の獣医師職員である家畜防疫員により県内の飼養豚への豚熱ワクチン接種を開始した。7月からはワクチン接種体制を強化するため、民間獣医師によるワクチン接種を追加した。 ・県猟友会と市町村の協力により、平成30年度から野生いのししの豚熱感染確認のためのモニタリング調査を実施している。 ・防疫対策への支援として、いのししや野鳥等の侵入防止柵や防鳥ネット、消毒施設の整備については、令和元年度と2年度に国事業及び県単独事業で整備が必要な農場への支援を実施済みであり、農場内の消毒を徹底するため、消石灰の全戸配布なども行った。 ・本県の豚熱のワクチン接種手数料は、家畜防疫員が接種する場合1頭200円。 <p>(参考)兵庫県250円、島根県210円、岡山県230円、広島県220円。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養豚への適期の豚熱ワクチン接種と定期的なワクチン抗体獲得状況確認により、養豚農場での豚熱の発生を予防していく。 ・野生いのししのモニタリング調査を令和3年度は300頭(前年200頭)に強化しており、令和3年9月からは県東部地域に豚熱経口ワクチン散布を行い、野生いのししの豚熱感染拡大防止を図っていく。 ・農場管理者による飼養衛生管理基準の一斉点検と家畜保健衛生所による巡回指導、関係機関の不備事項改善への協力などにより、農場へのウイルスの侵入防止対策の強化を図っていく。 ・本県の豚熱のワクチン接種手数料には、ワクチン購入費の1/2を補助していると 	農林水産部 (畜産課)

		<ul style="list-style-type: none"> 民間獣医師（知事が認定した民間獣医師）が接種する場合、1頭当たり県の豚熱ワクチン交付手数料70円に獣医師が設定する技術料や資材費を加えて接種料金が設定される。 （参考）民間獣医師への県のワクチン交付手数料 兵庫県設定無、島根県設定無、岡山県 70 円、広島県 70 円、山口県 70 円 	<p>ともに、全国と比較しても安価なことから更なる助成は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、民間獣医師による豚熱ワクチンの接種料金については、獣医師それぞれで設定されるものである。 	
33	<p>食育を通じた県民の知識や考え方の向上や地産地消を進める取組の強化について</p> <p>県民に対する食農教育の取り組みとしては、県が策定した「食のみやことっとり～食育プラン～（第3次）」に基づいて進められている。具体的施策として、子どもたちに対しては農業体験や学校給食を通じて進められている。一方でコロナ禍によるイベントの中止等で食に対する意識付けの機会も減少していることから、大人に対する食農教育の機会は減少している。については県内企業に対しても幅広く食農教育を周知できる施策を講じられたい。</p> <p>また、インターネットやSNSを通じて、地域の農畜産物を利用したレシピ等の紹介を進めるなど、地産地消を推進する取り組みを進められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県民に対する食農教育の取組は、「食のみやことっとり～食育プラン～（第3次）」や、「鳥取県農業生産1千億円プラン」に基づき進めているところ。 子どもたちに対しては、教育委員会と連携して学校給食の県産品利用率の向上の取組（県産米の米飯給食提供を継続実施、県産牛・地どりピヨ・水産物の学校給食での提供（R2から継続））の他、社会科読み物資料「ととりの農林水産物～食のみやこ鳥取県～（6000部）」を配布や、県試験場等が行う出前授業など、各種取組を進めて農業農村の大切さや生産者への理解を深めている。 また、一般県民向けには、栄養士会会員や調理師会等による、自治会、職場（企業）、学校での鳥取県ゆかりの郷土料理や県産食材を利用した料理講習会を開催している。 これらの「食のみやこ鳥取県」を推進する取組を、コロナ感染防止対策を徹底した上で、本県の食の魅力を発信する地域イベント開催や大人に対する食農教育として支援している。 あわせて、関係機関とともに県産農畜水産物の調理方法等のSNSによる発信なども活用しながら消費拡大や地産地消を推進している。 企業を通じた大人に対する食の意識づけについては、希望のあった団体や企業に対して市町村、栄養士会等による出前講座や栄養相談を行っており、地域の農畜産物を利用したレシピについても、市町村、栄養士会等によりインターネットを通じて発信されている。 学校給食のレシピ等については、例年、「とっとり県民 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、調理師会や栄養士会等、各団体との連携を図るとともに、学校給食での県産農畜水産物の提供、地域で主体的に企画される本県の食の魅力を発信する催し等の「食育及び食農教育の取組」を支援する。特に、成人向け食農教育の機会にもなるよう、親子参加が可能な催しについても同様にコロナ感染防止対策徹底を前提として支援していきたい。 また、時代の変化に合わせた情報発信にも取り組み、地産地消を推進していく。 県内の食料自給率は61%（R1カロリーベース：全国15位）であるが、目標値については、都道府県別の算出方法の特性から各作目の全国シェアの影響を受け、目標設定になじまないため設定していない。 	<p>農林水産部 （食のみやこ推進課、 農林水産政策課）</p>
			<p>今後も、出前講座や栄養相談、インターネット等を活用して、引き続き周知を図っていく。</p>	<p>福祉保健部 （健康政策課）</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各市町村が取り組んでいる県 		<p>教育委員会</p>

		<p>の日」や「学校給食週間」などの際に、小中学校等では地域の農畜水産物を利用した学校給食が提供されており、県ホームページでその取組状況を紹介している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭等を対象に「地場産物を活用した調理講習会」を開催し、学校給食における地域の農畜産物の使用拡充を図っている。 ・「県産品利用（地産地消）推進会議」において「食のみやことっとり～食育プラン（第3次）～」について共通理解し、地産地消率の向上や連携の充実を図るため、学校給食関係者、農林水産関係機関、関係課で情報交換を行っている。 ・学校における食育を通して、食べ物の大切さや生産者への感謝の心を育てている。 	<p>内産食材を活用した学校給食の献立等を、県ホームページで紹介していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き学校における食育を推進していく。 	（体育保健課）
3 4	<p>悪質クレーム（迷惑行為）対策の強化について</p> <p>（1）「サービスを提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、コロナ禍で急増するカスタマーハラスメント（いわゆる悪質クレーム）について、顧客に対する倫理的な消費行動を求める対策、労働施策総合推進法に基づく対策、事業場への警察巡回の強化、警備員増員や周知広告のための助成など、対策の強化をはかられたい。</p>	<p>主に地域警察官が、担当する地域の家庭や事業所等を訪問し、犯罪や事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、カスタマーハラスメント（カスハラ）を直接的に取り締まる法規制はないが、国では令和3年度中に「カスタマーハラスメント」対応に係る企業向けマニュアルを整備する予定であり、現在検討を進めている。 ・労働者からのハラスメントに係る相談については、鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）で対応しているが、カスハラに係る相談は現時点では同所には寄せられていない。 ・消費者には商品やサービスの購入において不都合があったときは交換や取り消しを求める権利が認められているが、悪質なクレームは決して許されるものではなく、消費者と事業者相互の立場を尊重できるような自立した消費者の育成が重要である。 ・本県では「鳥取県消費者教育推進計画」により、幼児期から高齢期までの各段階に応じた消費者教育を実施し、学校授業や講座の開催、新聞、SNS 等による普及啓発を展開している。 	<p>引き続き巡回連絡を行い、事業所従業員等に対し、顧客等による違法行為や従業員の指示に従わない等の迷惑行為があれば通報するよう助言・指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と連携してカスハラを含む各種ハラスメント対策の普及啓発を行うとともに、みなくるでハラスメントに係る相談への対応、ハラスメントに係る社内研修への講師派遣等を継続していく。 	<p>警察本部</p> <p>商工労働部（とっとり働き方改革支援センター）</p> <p>生活環境部（消費生活センター）</p>

		<p>〔消費者教育の取組〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関と連携した「くらしの経済・法律講座」における学生、県民への啓発 ・教育委員会と連携した高校における消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業の実施 など 		
	<p>(2) 障がい者等用スペース（ハートフル駐車場）の利用について、適正でない利用者が増えつつある。消費者教育などと合わせ、モラル向上のための啓発活動の強化をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハートフル駐車場は、障がい等により歩行が困難な方などのために、県と協定を締結した公共的施設等の施設管理者が設置するもので、利用者には利用証を掲示していたこととしており、県・市町村で申請を受け付けて13,401件の利用証を発行している。（8月4日現在） ・利用証を掲示せずにハートフル駐車場に駐車している車両には、施設管理者により県作成の啓発資料を置くこと等により、当該車両の使用者等に制度の趣旨を周知して適正利用の促進に努めることとしている。 ・「障がいを知り、共に生きる」を掲げるあいサポート運動でも、サポーター養成講座でハートフル駐車場について説明し、理解を広めるよう努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハートフル駐車場については、あいサポート運動やイベント等の機会に周知に努めており、引き続き様々な機会に制度や趣旨の周知を図っていく。 	<p>福祉保健部 （福祉保健課）</p>
35	<p>安心・安全な住まいと持続可能なまちづくりの推進について</p> <p>(1) 増え続ける空き家が火災や自然災害などによって周辺の住宅に危険を及ぼさないよう、「空き家等対策計画」に基づき実効性ある施策に取り組まれたい。</p>	<p>市町村が、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき「空き家等対策計画」を策定し、増加する空き家等に対して、空き家等の発生予防、利活用の促進、適切な管理等について定め、取り組みを行っているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家等対策計画を策定した市町村の割合：15/19 市町村 	<p>空き家等対策計画未策定の市町村に対しては、計画策定を引き続き働きかける。また、空き家所有者に対する建物の適正管理の周知や所有者不明空き家の所有者調査の迅速化等について、県と市町村による「鳥取県空き家対策協議会」や、市町村が空き家等対策計画等に基づき有識者や地域の代表者等を構成員として設置する「市町村空き家対策協議会」等において検討を行い、必要に応じ、国に制度改正等の要望活動を行う。さらに、老朽化等により周辺の住宅に危険を及ぼす等のおそれのある空き家について、国・県・市町村が除却費用の4/5（最大）を助成し、除却を促す。</p>	<p>地域づくり推進部（中山間地域政策課）</p>
	<p>(2) 住宅セーフティネット法にもとづく居住支援協議会を設置し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本県では、鳥取県居住支援協議会を平成24年度に設置し、住宅確保要配慮者からの賃貸住宅の入居相談の受付、県独自の家賃債務保証制度を実施し、関係者が連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者に寄り添ったきめ細かい入居支援ができるよう県居住支援協議会に加え、市町村単位での居住支援協議 	<p>生活環境部 （住まいまちづくり</p>

	<p>促進されたい。また、住宅確保要配慮者などに加えて外国人労働者など、特に配慮が必要な世帯に、公的賃貸住宅や一定の基準を満たした空き家を供給するシステムを構築されたい。</p>	<p>して住宅確保要配慮者の入居支援に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（以下「SN住宅」）については、登録手数料の無償化、登録手続きの簡素化、不動産事業者への登録の働きかけにより、令和3年8月末時点で登録戸数は5,687戸まで増加した。 SN住宅に対しては家賃低廉化助成制度を創設し、市町村と協調して家賃助成を行っており、令和2年度は2市1町（令和3年度は3市1町）で取り組まれ、助成戸数7戸となっている。 外国人労働者を含む住宅確保に配慮を要する世帯の住まい探しについては、鳥取県居住支援協議会によるあんしん賃貸支援事業により専任の相談員を配置し、公的賃貸住宅を含めニーズに合った賃貸住宅を紹介し、入居に繋げていく仕組みを構築している。 <p><あんしん賃貸支援事業の実績（令和2年度）> 相談受付件数：184件、入居件数：105件</p>	<p>会の設立に向けて、市町村、関係機関と協議を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> SN住宅については、更なる登録の拡大に向けて、一層の周知と登録の働きかけを行うとともに、市町村に家賃低廉化助成制度の創設、助成戸数の拡大を働き掛けていく。 住宅確保に配慮を要する世帯の住まい探しについては、引き続き専任の相談員により住宅相談を行っていくとともに、市町村の空き家バンクと連携し、空き家をSN住宅、グループホーム等に活用する仕組みづくりを検討していく。 	<p>課)</p>
<p>36</p>	<p>総合的な防災・減災対策の充実について (1) 大規模自然災害発生時において、緊急速報メールなどプッシュ型配信の普及を強力に進めるとともに、労働者の安全を確保するため、事業活動を休止する基準を設定するなどの仕組みを構築し、住民にその内容を周知する。</p> <p>また、地域防災計画や避難所の感染症対策を強化した避難計画の策定、備蓄品などについて、多様な人の意見を反映し、安全な避難行動ができるよう防災・減災対策を徹底されたい。</p>	<p>プッシュ型の情報配信としては、各携帯電話事業者がサービスを提供している「緊急速報（エリア）メール」による緊急地震速報（国が配信）や避難情報（市町村が配信、必要に応じて県が代行可能）などの配信や、県が独自に取り組んでいる電子メール「あんしんトリピーメール」、防災アプリ「あんしんトリピーなび」の通知機能などによる災害関係情報の配信などを行っている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関しては、引き続きまん延状況にあることから、自然災害に備え市町村が開設する避難所では、新型コロナウイルス等の感染症対策に万全を期す必要がある。</p> <p>また、避難所への避難を躊躇する人がないよう、多様な人に配慮した避難所の生活環境の整備を進める必要がある。</p> <p>このほか、近年の自然災害においても避難の遅れや避難しない住民がいることが継続的な課題となっていること</p>	<p>「緊急速報（エリア）メール」や「あんしんトリピーメール」、「あんしんトリピーなび」等の情報発信を行うとともにこれらのPR等を図る。</p> <p>避難所における感染症対策については、県としても県地域防災計画や「鳥取県避難所運営マニュアル策定指針」により、体調不良者の確認や必要な衛生資機材の整備、避難者同士の距離を考慮したレイアウトの工夫などの具体的な対策を市町村にお示ししてきており、市町村でもその趣旨を踏まえ、昨年度来対応を強化しているところ。</p> <p>また、あらゆる人が避難しやすい避難所</p>	<p>危機管理局 （危機管理政策課） 商工労働部 （商工政策課）</p>

	<p>から、適時適切な避難行動を促す避難対策を講じる必要がある。</p>	<p>の生活環境を整備することは、市町村において継続的に進めているところであり、県としても、補助金や交付金の活用により市町村の側方支援をしているほか、県地域防災計画の修正に当たってはパブリックコメントを実施する等、防災・減災対策に多様な人の意見を反映しながら引き続き取り組んでいく。</p> <p>このほか、地域住民が自ら避難するタイミング（＝避難スイッチ）を決める取組を令和2年度からモデル的に実施中であり、取組成果やノウハウは広く県内で普及展開を図ることとしたい。</p> <p>なお、個々の地域で想定されるハザードに対して、何を目安に避難を開始するかを決めるのが避難スイッチの共通の考え方であるため、モデルを多数用意することは考えていない。さらに、コミュニティ組織等がない地域においても、個々の避難判断を考える上で参考となる考え方となっている。</p>	
<p>(2) すべての人の命を守るために、被災状況などの情報を共有できるようにする。Jアラート（全国瞬時警報システム）およびLアラート（災害情報共有システム）やSNSでの情報発信については、多言語対応をはかったうえで高齢者、障がい者、子ども、外国人労働者など、特に配慮を要する者を含むすべての人に必要な情報を伝える手段を構築されたい。</p>	<p>現在、災害時における「被害状況」などは、県災害対策本部で県内の状況を取りまとめ、都度、県ホームページへの掲載や、報道機関への情報提供により、新聞、テレビ等の各種媒体で周知を行っている。すぐに住民にお知らせする必要がある「避難情報」などは、市町村からのLアラート配信によるテレビ等での速報、市町村の防災行政無線による放送など、周知の手段を構築している。</p> <p>また、情報発信の多言語対応については、Jアラート、Lアラート、SNSで直接の多言語化は行っていないが、これらで配信される情報のほとんどは、防災アプリ「あんしんトリピーなび」において9言語に翻訳された情報の閲覧が可能である。</p>	<p>引き続き各種の手段、媒体による災害情報の提供を行うとともに、防災アプリ「あんしんトリピーなび」や電子メールによる情報発信ツールである「あんしんトリピーメール」などの災害時の情報収集ツールについてのPRを行い、周知や利用の拡大を図る。</p>	<p>危機管理局 （危機対策・情報課）</p>